

第二次佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (素案)

令和6年9月

佐 久 市

目次

第1章 計画策定の基本的考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画期間及び目標年度	2
第4節 SDGsの観点	3
第5節 広域的取組の推進	4
1 長野県の計画	4
2 広域化の状況	4
第2章 市の現状	5
第1節 地域特性	5
1 位置・地勢	5
2 気象	6
3 人口	7
4 産業	9
第2節 市の関連計画・関連事業	11
1 総合計画	11
2 環境基本計画	12
第3章 ごみ処理の現況と課題	14
第1節 ごみ処理の区分と体制	14
1 ごみ処理フロー	14
2 収集・搬入の状況	15
3 処理施設の状況	19
第2節 ごみ処理の現状	22
1 ごみ排出量	22
2 ごみ処理量・処分量	24
第3節 ごみの組成	29
第4節 ごみ処理に係る経費	30
第5節 市民・事業者の意向（ごみに関するアンケート調査結果の概要）	31
1 調査の目的	31
2 アンケートの概要	31
3 市民アンケートの結果	31
4 事業所アンケート	37
第6節 他自治体との比較	39
1 全国及び長野県との比較	39
2 県内19市との比較	39
第7節 計画目標の達成状況	41
第8節 ごみ処理行政の動向	42

1 主な法律の制定	42
2 国の動き	42
3 長野県の動き	43
第9節 課題の抽出	44
1 可燃ごみの減量化	44
2 生ごみの堆肥化	44
3 製品プラスチックの資源化	44
4 ごみ処理手数料の徴収	44
5 雑びんの回収方法	45
6 効果的な啓発方法の検討	45
7 排出困難世帯へのごみ出し支援	45
8 不法投棄対策	45
第4章 ごみ処理基本計画	46
第1節 基本理念と目指す将来像	46
1 基本理念	46
2 目指す将来像	46
3 取組の方向性	47
第2節 ごみの排出量の見込み	49
1 将来人口	49
2 ごみ排出量の見込み	49
第3節 数値目標	52
第4節 目標達成時の推計	53
1 ごみ排出量の見込み（目標達成ケース）	53
第5節 目標達成のための施策	55
1 発生抑制の推進	55
2 再使用の推進	56
3 再生利用の推進	56
4 事業系ごみの3Rの推進	57
5 情報提供、普及・啓発	58
6 環境美化活動の推進	59
7 収集・運搬	60
8 中間処理	60
9 最終処分	61
10 その他検討すべき事項	61
第5章 食品ロス削減推進計画	65
第1節 基本的事項	65
1 計画策定の趣旨	65
2 計画の位置付け	65
第2節 食品ロスの現状と課題	66

1	食品ロス調査の実施	66
2	調査の結果	66
3	食品ロスの推計	68
4	アンケート調査の実施	70
5	食品ロス削減に向けた取組状況	71
第3節	計画の目標	72
1	食品ロス削減の考え方	72
2	計画の目標	72
第4節	具体的な施策	73
1	食品ロスの削減	73

第1章 計画策定の基本的考え方

第1節 計画策定の趣旨

佐久市（以下「本市」といいます。）では、平成17年度（2005年度）から令和6年度（2024年度）までの20年間を計画期間とする「佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組と適正処理を推進することで、「循環型社会」の実現を目指すと同時に、国際目標であるSDGsの観点からも取組を実施してきました。様々な取組により、本市の1人1日当たりのごみ排出量は、全国的にもごみ排出量の少ない長野県※の平均と比べても少なく、ごみの減量化が進んでいます。また、白田地区で行われている堆肥化は、可燃ごみ焼却量の削減に成果を上げています。

しかし、近年ごみ排出量は横ばいの状況が続いており、特に可燃ごみは、佐久平クリーンセンターの受入上限を超過する可能性があることから、可燃ごみの減量化が喫緊の課題となっています。

さらに、製品プラスチック再商品化や、食品ロスの削減、排出困難世帯の対応、生ごみ堆肥化の検討などの課題もあります。

このように、ごみ処理を取り巻く状況が変化し、令和6年度には計画目標年度を迎えることから、計画の見直しを行い、SDGsの視点も踏まえ「第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

なお、食品ロスの削減については、令和元年5月に食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携して食品ロスの削減を進めることが求められています。長野県が策定した「長野県廃棄物処理計画（第5期）」においても「食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画」を計画内に位置付け、食べ残しを減らす取組として、家庭や外食等での食品ロス削減の呼び掛けや食品ロス削減に取り組む店舗の支援を行うほか、未利用食品の提供の呼び掛けなどの食品ロス対策の推進を掲げています。

本市では、食品ロス削減の啓発などの取組を進めてきましたが、更なる取組の充実と総合的かつ計画的に施策を推進するため、本計画に食品ロス削減推進計画を包含します。

※令和4年度時点で、長野県は、京都府、滋賀県、神奈川県に次いで、ごみ排出量が4番目に少ない都道府県です。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき策定されるものです。一般廃棄物（ごみ）の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処分等を計画的かつ適正に行うため、基本的な考え方をまとめ、これらを具体化するための施策等を取りまとめました。

また、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、国や県の基本方針を踏まえて市町村が策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（市町村食品ロス削減推進計画）」を本計画に包含しました。

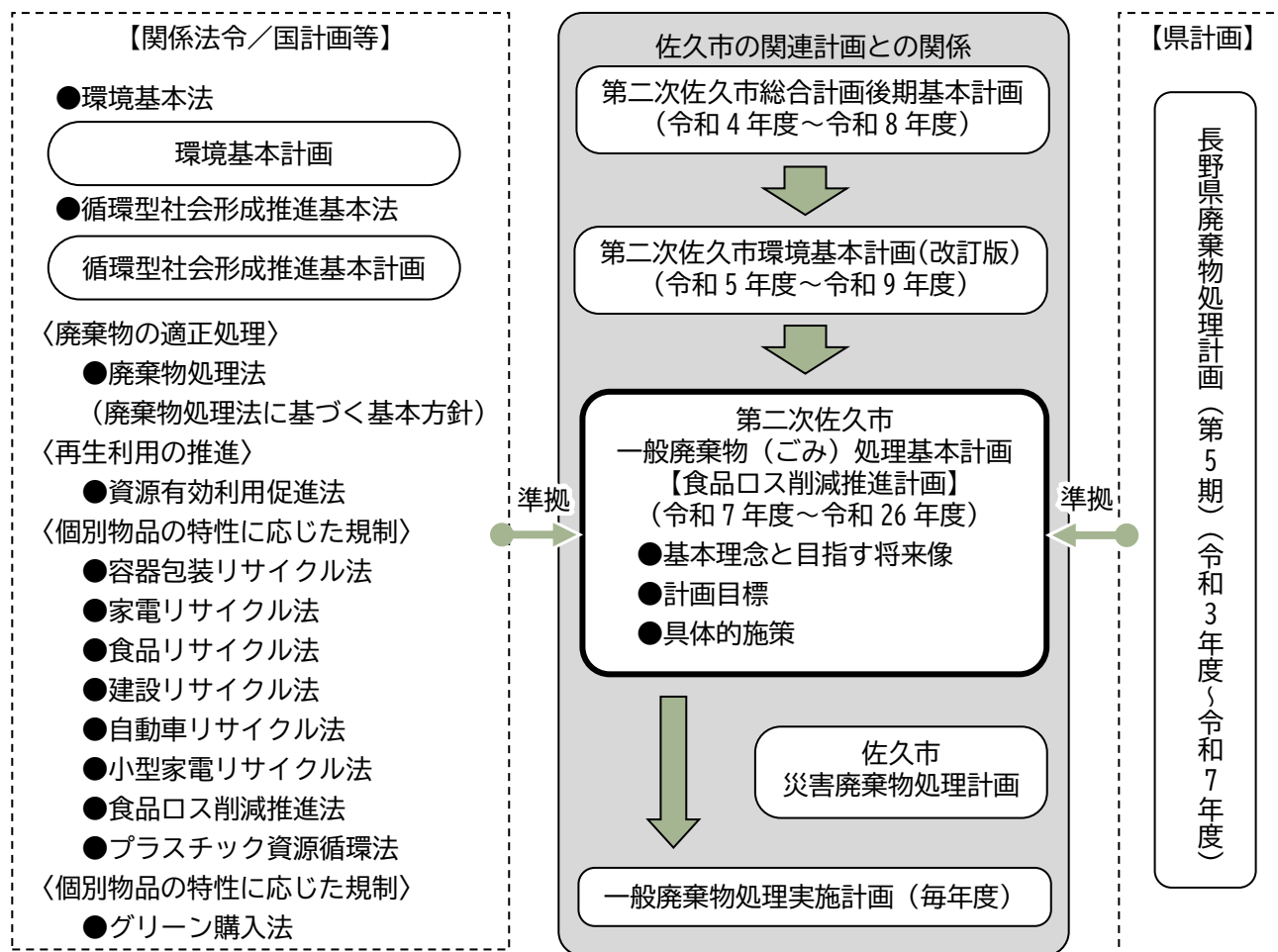


図 1-2-1 本計画の位置付け

第3節 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間は20年間とし、計画の最終目標年度は令和26年度とします。計画策定後から5年毎に見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も随時見直しを行います。

なお、目標の達成状況を評価する際に各種指標の基準となる年度(＝基準年度)は、令和5年度とします。

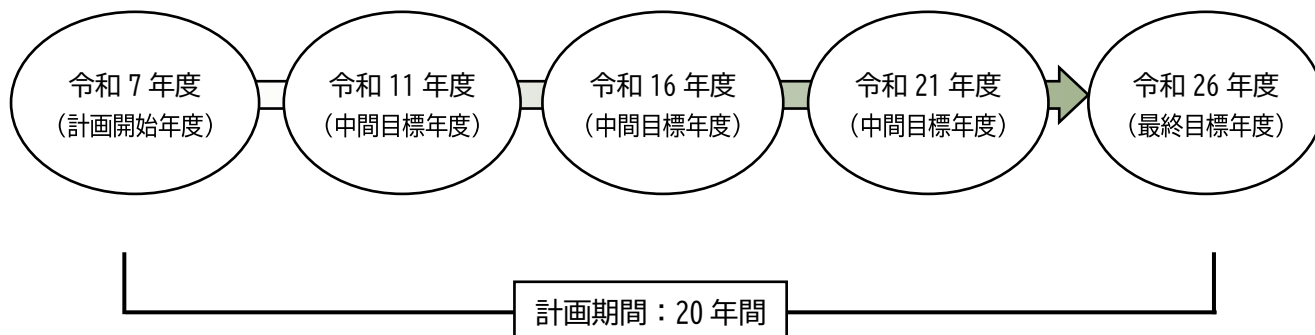


図 1-3-1 計画の期間

第4節 SDG sの観点

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。持続可能な社会の実現に向けた令和 12（2030）年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取り組みとして、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットからなる「SDG s（持続可能な開発目標）」が掲げられています。

平成 28（2016）年には国が「持続可能な開発目標（SDG s）実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとして掲げています。

SDG s の 17 のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がっています。ごみの減量化やリサイクルなど廃棄物分野の取組と SDG s との関係は非常に密接で、多くの SDG s の目標に貢献する重要な取組です。「4 章 第 5 節取組の方向性」では、各施策と SDG s との関係を示します。



出典：国際連合広報センター

図 1-4-1 持続可能な開発目標（SDG s）の 17 のゴール（目標）

第5節 広域的取組の推進

1 長野県の計画

ごみ処理体制を適切に維持していくため、長野県は令和3年4月に計画期間を令和12年度までとする「ごみ処理広域化・集約化計画」（長野県廃棄物処理計画（第5期）に含まれています。）を策定し、広域化・集約化を図っています。

この計画では、旧計画から佐久地域のブロック区割りの目標値が変更となっていますが、佐久地域は焼却施設について、すでに目標とする広域化・集約化が図られています。

今後、施設の集約化を伴わないごみ処理の広域化について、検討することが課題となっています（例えば、処理困難物等の広域的な処理体制の構築）。

表 1-5-1 広域化ブロック区割り（焼却施設数）

ブロック名	広域化ブロックに含まれる市町村名 （市町村合併等があった場合、合併後の市町村名）	旧広域化計画		現広域化計画	
		平成 10年度	令和 元年度	令和 3年度	令和 12年度
佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村 ^{注)} 、 南牧村 ^{注)} 、南相木村、北相木村、佐久 穂町、軽井沢町、御代田町、立科町	4	1	2	2

注) 川上村、南牧村は独自処理しています。

2 広域化の状況

平成26年3月に、佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町を構成市町とする「佐久市・北佐久郡環境施設組合」が設立されました。この組合は、将来に向けた安全安定、安心なごみ処理体制を維持していくことを目的としたもので、「佐久クリーンセンター」と「川西清掃センター」を統合して新たに整備した「佐久平クリーンセンター」を令和2年12月より稼働させています。

第2章 市の現状

第1節 地域特性

1 位置・地勢

本市は、本州のほぼ中央、長野県の東部にあり、県下4つの平の1つである佐久平の中央に位置しています。

北には浅間山（上信越高原国立公園）、南には八ヶ岳連峰を望み、蓼科山・双子山（八ヶ岳中信高原国定公園）、荒船山（妙義荒船佐久高原国定公園）に囲まれ、千曲川が市の中央部を南北に流れる、自然環境に恵まれた高原都市です。

市域は、東西 32.1km、南北 23.1km にわたり、面積は 423.51km² となっています。

合併前の市町村別に、佐久地区、臼田地区、浅科地区、望月地区の4地区があります。



図 2-1-1 佐久市の位置

2 気象

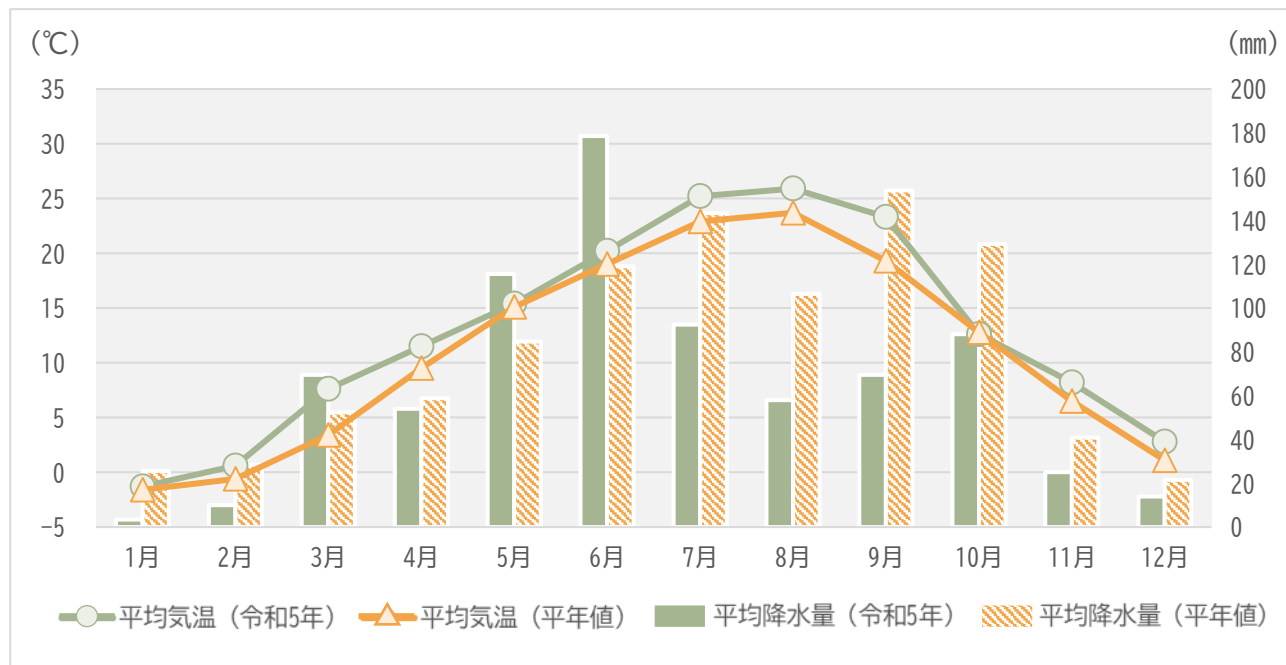
本市は典型的な内陸性気候で、四方を山々に囲まれた盆地にあるため、気温の日較差、年較差が大きく、降水量が少ないなどの特徴があります。また、年間を通じて晴天率が高く、国内でも有数の日照時間が長い地域です。

表 2-1-1 佐久市の気象（令和 5 年：地域気象観測所「佐久」）

	平均気温(℃)		降水量(mm)		風向・風速(m/s)		
		平年値 ^{注)}		平年値 ^{注)}	平均風速	最多風向	最大風速
1月	-1.3	-1.6	3.5	25.6	1.2	西南西	6.8
2月	0.6	-0.6	10.0	28.5	1.5	南西	6.1
3月	7.6	3.4	69.5	52.4	1.2	北	5.0
4月	11.5	9.5	54.0	58.9	1.6	南	6.8
5月	15.4	15.1	115.5	84.7	1.2	西	6.2
6月	20.2	19.0	178.5	119.1	1.0	西北西	4.5
7月	25.2	22.9	92.5	143.3	1.0	西南西	5.5
8月	25.9	23.7	58.0	106.4	1.0	北北西	7.5
9月	23.3	19.3	69.5	153.6	0.9	南西	6.2
10月	12.6	12.8	88.0	129.3	0.9	西	5.1
11月	8.2	6.5	25.0	40.8	1.4	西南西	8.2
12月	2.8	1.1	14.0	21.5	1.3	西南西	7.6
平均	12.7	10.9	—	—	1.2	西南西	6.3
合計	—	—	778.0	964.1	—	—	—

注) 平年値は、平成 3 年～令和 2 年の 30 年間の平均値です。

出典：「気象庁ホームページ（過去の気象データ検索）」



注) 平年値は、平成 3 年～令和 2 年の 30 年間の平均値です。

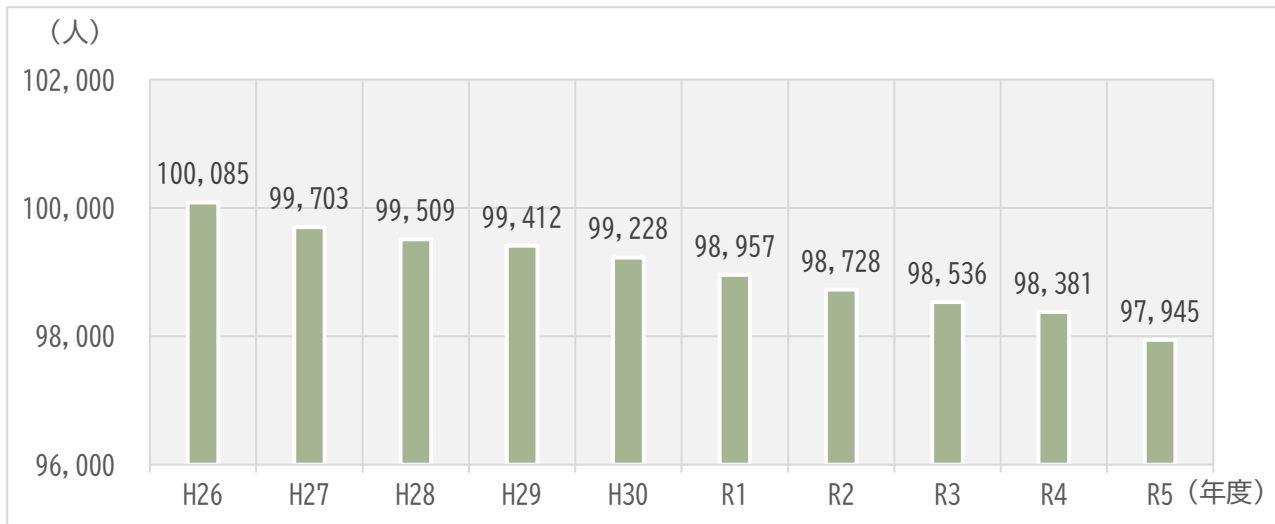
出典：「気象庁ホームページ（過去の気象データ検索）」

図 2-1-2 佐久市の気象（令和 5 年：地域気象観測所「佐久」）

3 人口

(1) 人口及び世帯数

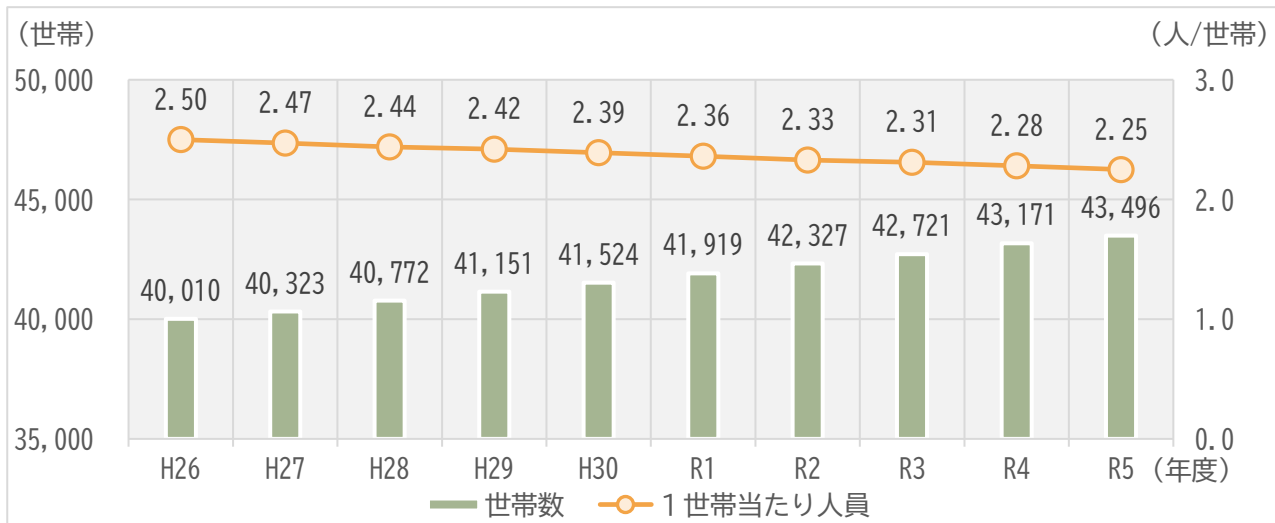
本市の人口は減少傾向にあり、令和 5 年 10 月 1 日現在、97,945 人となっています。一方、世帯数は増加傾向にあるため、1 世帯当たり人員は減少が続いています。



注) 各年 10 月 1 日現在。

出典:「住民基本台帳」

図 2-1-3 人口の推移



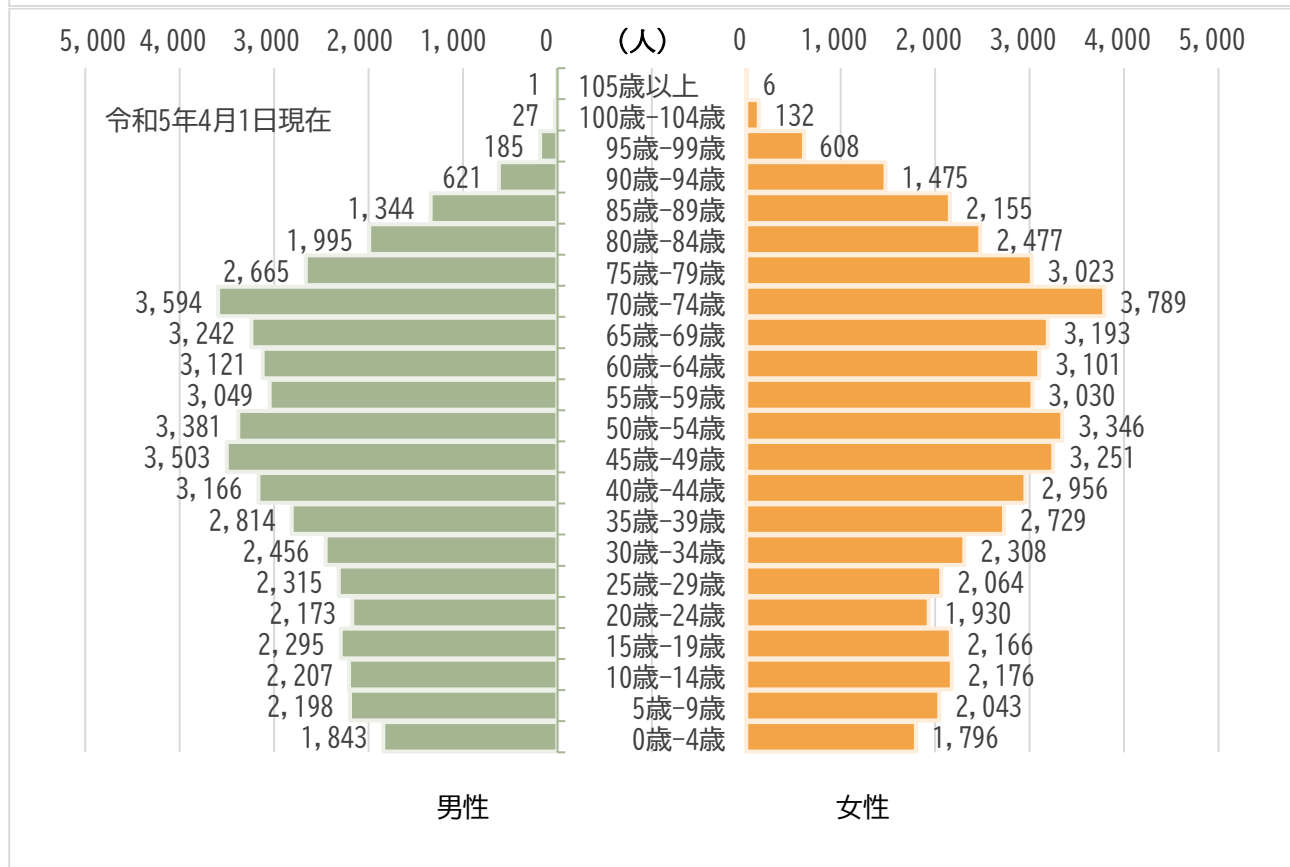
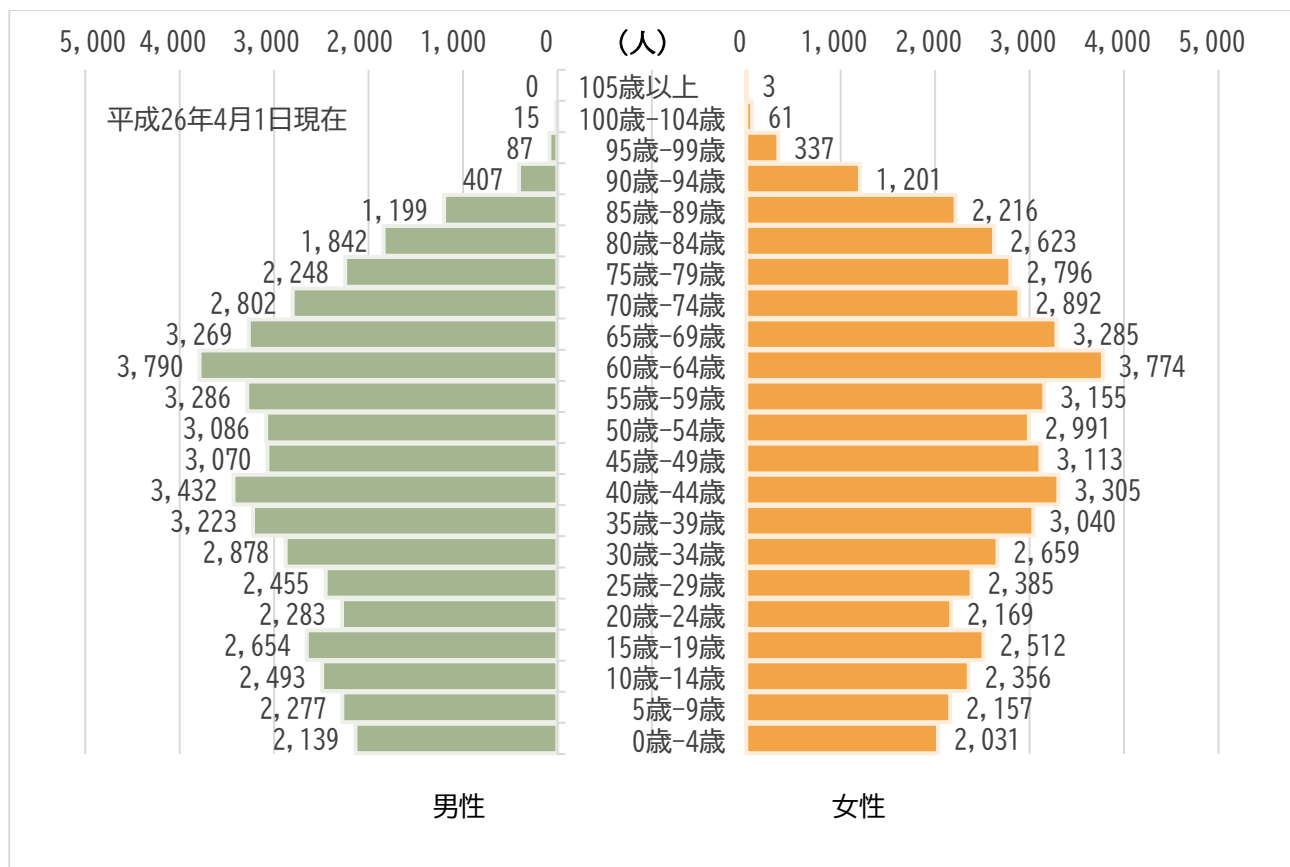
注) 各年 10 月 1 日現在。

出典:「住民基本台帳」

図 2-1-4 世帯数及び 1 世帯当たり人員の推移

(2) 年齢階級別人口

平成 26 年の人口ピラミッドでは、男女とも 60 歳から 64 歳の層にピークが見られ、令和 5 年には、そのピークは 70 歳から 74 歳の層に移っています。この 9 年間で、出生率の低下と高齢化の進展に伴い、人口ピラミッドは高齢者層のボリュームが増加し、一方で若年層が減少しています。今後も、75 歳以上の高齢者の割合がさらに増加していくことが予想されます。



出典：「市民課資料」

図 2-1-5 年齢階級別人口の比較（上：平成 26 年 4 月 1 日現在、下：令和 5 年 4 月 1 日現在）

4 産業

本市の令和3年度の従業者数は40,746人、事業所数は4,604事業所となっています。平成28年度と比較すると、従業者数は1.0%増加していますが、事業所数は2.7%減少しています。

本市の従業者数は「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」「医療、福祉」が続きます。事業所数は「宿泊業、飲食サービス業」が最も多く、次いで「建設業」「製造業」が続きます。

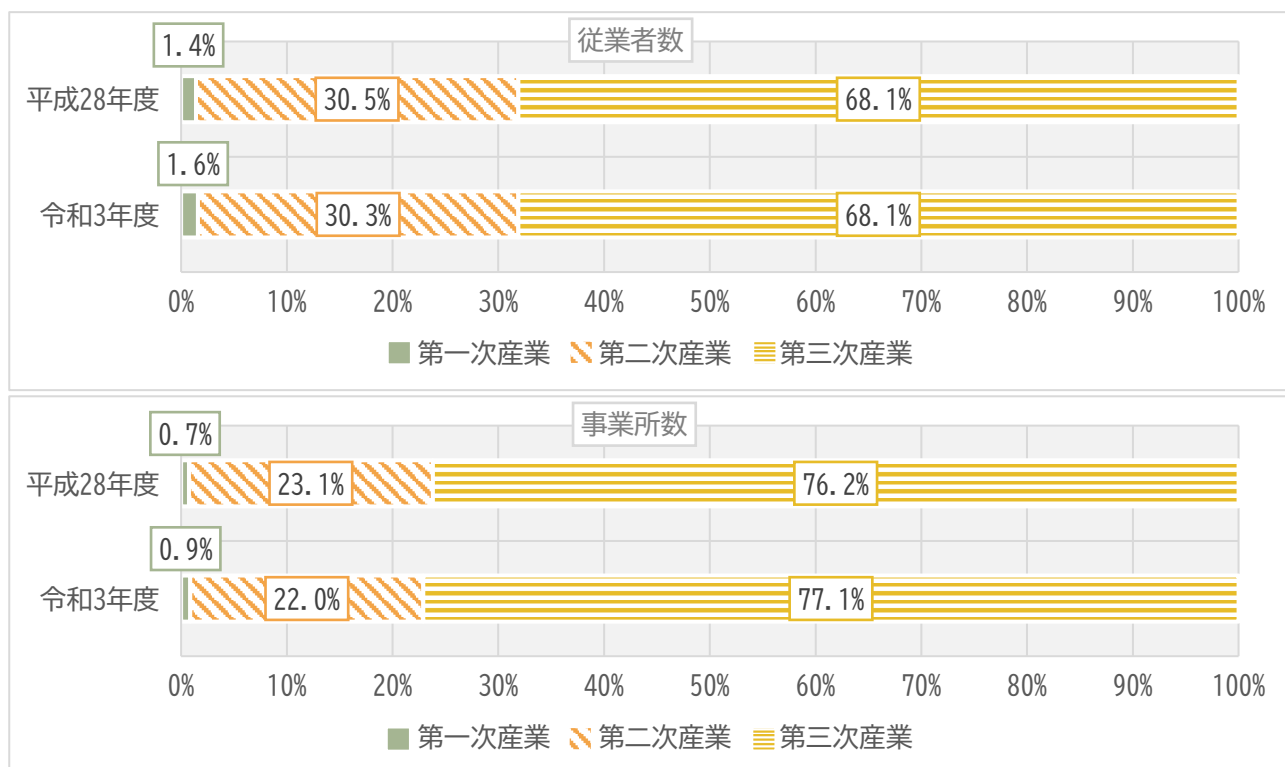
平成28年度と比較すると、従業者数では、「金融業、保険業」「運輸業、郵便業」「複合サービス事業」が10%以上減少しました（従業者数が少ない「鉱業、採石業、砂利採取業」を除きます。）。一方、「情報通信業」「農林漁業」「電気・ガス・熱供給・水道業」が10%以上増加しています。

事業所では、「複合サービス事業」が10%以上減少し、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」も10%近い減少となりました（事業所数が少ない「鉱業、採石業、砂利採取業」を除きます。）。一方、「電気・ガス・熱供給・水道業」「教育、学習支援業」「不動産業、物品賃貸業」「農林漁業」「情報通信業」は、10%以上増加しています。

表 2-1-2 産業別従業者数及び事業所数

産業別大分類	平成28年度		令和3年度		対平成28年度比	
	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数	事業所数
総数	40,327	4,730	40,746	4,604	1.0%	▲2.7%
第一次産業	564	35	649	40	15.1%	14.3%
農林漁業	564	35	649	40	15.1%	14.3%
第二次産業	12,294	1,091	12,341	1,015	0.4%	▲7.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	25	2	12	1	▲52.0%	▲50.0%
建設業	3,155	569	3,004	545	▲4.8%	▲4.2%
製造業	9,114	520	9,325	469	2.3%	▲9.8%
第三次産業	27,469	3,604	27,756	3,549	1.0%	▲1.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	150	7	172	10	14.7%	42.9%
情報通信業	225	28	265	32	17.8%	14.3%
運輸業、郵便業	1,108	61	949	63	▲14.4%	3.3%
卸売業、小売業	7,704	1,143	7,915	1,061	2.7%	▲7.2%
金融業、保険業	898	70	740	68	▲17.6%	▲2.9%
不動産業、物品賃貸業	798	184	864	214	8.3%	16.3%
学術研究、専門・技術サービス業	846	214	906	227	7.1%	6.1%
宿泊業、飲食サービス業	3,829	631	3,478	571	▲9.2%	▲9.5%
生活関連サービス業、娯楽業	1,828	439	1,699	420	▲7.1%	▲4.3%
教育、学習支援業	779	96	843	115	8.2%	19.8%
医療、福祉	6,783	382	7,355	398	8.4%	4.2%
複合サービス事業	744	43	644	36	▲13.4%	▲16.3%
サービス業(他に分類されないもの)	1,777	306	1,926	334	8.4%	9.2%

出典：「長野県ホームページ（統計ステーションながの）」



出典：「長野県ホームページ（統計ステーションながの）」

図 2-1-6 産業別従業者数及び事業所数

第2節 市の関連計画・関連事業

1 総合計画

本市では、「第二次佐久市総合計画後期基本計画」を市の施策を展開するうえでの最上位計画に位置付け、各種施策、事業を推進しています。この計画では、『市民の実感から始まり、実感に結びつく』まちづくり』『ひとと地域の絆をさらに強め、広げる』まちづくり』『新しい発展の可能性に挑戦する』まちづくりの3つの基本理念を掲げ、将来都市像『快適健康都市佐久』～希望をかなえ、選ばれるまちを目指して～の実現を目指しています。

将来都市像実現に向けて、7つの政策分野ごとにまちづくりの方向性が定められています。

表 2-2-1 総合計画の基本理念、将来都市像及び施策の大綱

基本理念	「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり 「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり 「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり	
将来都市像	「快適健康都市 佐久」～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～	
施策の大綱 (将来都市像実現のための 政策分野ごとの方向性)	【教育・文化分野】	1 生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり
	【都市基盤分野】	2 地域の特性を生かしたつながりあるまちづくり
	【経済・産業分野】	3 力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり
	【保健・福祉分野】	4 豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり
	【自然環境・生活環境分野】	5 快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり 主要施策（3）快適な生活環境の創出 環境衛生
	【防災・安全分野】	6 暮らしを守る安心と安全のまちづくり
	【協働・交流分野】	7 ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり

ごみ処理分野の施策については、「5 快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり」に位置づけられています。表 2-2-2 に、本計画に関する取組を示します。

表 2-2-2 本計画に関する総合計画の主な取組

主な取組	具体的な取組内容
○廃棄物処理 対策の推進	・ごみの減量化を推進するため、分別の徹底、食品ロスの削減、生ごみの水切りや容器包装プラスチックの資源化などの啓発を強化します。 ・マイバッグの持参やプラスチックの過剰使用抑制を促進するとともに、国が推進するプラスチック資源循環戦略の動向を見極め、プラスチックの循環利用を図ります。 ・生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機や生ごみ処理容器のさらなる利用促進を図るとともに、佐久市堆肥製産センターにおける臼田地区や学校給食センターなどの生ごみの堆肥化を推進します。 ・うな沢第2最終処分場の残余容量の確保と処理施設の適正な維持管理に努めます。 ・ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、監視活動、啓発活動の強化を図ります。 ・ごみ出しやごみの適正処分に支援が必要な世帯を支援します。

2 環境基本計画

本市では、「第二次佐久市環境基本計画（改訂版）」を策定し、水資源の保全や生物多様性の保全、脱炭素社会の実現を目指しています。

この計画では、本市が目指す望ましい環境像「水と緑きらめく自然を、みんなの力で未来に伝えるまち」を実現するため、5つの基本目標を定めています。

表 2-2-3 環境基本条例の基本理念、環境基本計画の望ましい環境像及び基本目標

基本理念 (佐久市環境基本条例の 基本理念)	良好な環境の確保と将来への継承 持続可能な社会の構築と市民の積極的な取組 すべての事業活動や日常生活における地球環境保全への取組
望ましい環境像	水と緑きらめく自然を、みんなの力で未来に伝えるまち
基本目標	I 安心・安全社会の実現 [～良好で快適な生活環境を未来に伝えるまち～]
	II 自然共生社会の実現（生物多様性地域戦略） [～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～]
	III 脱炭素社会の実現（地球温暖化対策実行計画 区域施策編） [～安心・安全に暮らせる脱炭素のまち～]
	IV 循環型社会の実現 [～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～] 個別目標 11 3Rの推進 個別目標 12 安定したごみ処理の推進
	V 環境保全活動の拡大 [～協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち～]

ごみ処理分野に関する施策については、「IV 循環型社会の実現 [～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～]」に位置づけられています。

自然環境を始めとする環境への負荷の抑制や二酸化炭素排出量を削減するため、3Rの取組を推進し、循環型社会の実現と循環経済への移行を目指しています。また、ごみ収集運搬の効率化や、一般廃棄物処理施設での安全で安定した処理を実施することとしています。

表 2-2-4 に本計画に関する取組を示します。

表 2-2-4 本計画に関連する環境基本計画の個別目標とその達成に向けた施策

個別目標	個別目標達成に向けた施策	
3 Rの 推進	●ごみの発生抑制に向けた普及、啓発 ●食品ロス削減の推進 ●プラスチック使用削減の推進 ●分別排出、収集の徹底 ●循環経済への転換に向けた普及、啓発	1 ごみの減量化や再資源化を推進するため、市広報紙や市ホームページなどで、3 Rの推進、環境に配慮した事業活動や消費行動の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。
		2 ごみ減量化などのイベントを事業者などと協働して開催します。
		3 グリーンコンシューマー ^{注)} の育成のための啓発活動に取り組み、家庭におけるごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を推進します。
		4 市民・事業者・行政の三者が一体となって、レジ袋の削減に向けた取組を推進します。
		5 家庭や飲食店等に対し、食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。
		6 フードドライブやフードバンクへの寄付を呼び掛けるなど、食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。
		7 家庭に対し、マイバッグ・マイボトルの持参やリユース商品の推奨を行い、使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、海洋プラスチックごみ問題に関する普及・啓発活動を行っていきます。
		8 使い捨てプラスチックの使用や食品ロス削減等も含め、事業者に対し排出抑制を実現する工夫などを伝え、減量化への取組を推進します。
		9 市民が自らできるごみの減量のひとつとして、生ごみ処理容器が普及するよう支援します。
		10 生ごみの減量化に向けて、生ごみの水切りを徹底するよう家庭や飲食店などへ呼びかけていきます。
		11 ごみの出し方（分別収集、収集日時、収集ステーションの管理）の周知・徹底を図るため、普及・啓発活動を行います。
		12 空かん、空びん、ペットボトル、雑がみなどの回収、資源化及び再生利用を推進し、リサイクル率の向上を図ります。
		13 環境負荷の少ない再資源化の手法について調査・研究を進めます。
		14 循環経済の意義について周知するとともに、市民に対する環境に配慮した消費行動を呼びかけます。
安定した ごみ処理 の推進	●適正な処理体制の整備、充実	1 ごみの収集運搬作業の効率を高めるため、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を検討します。
		2 ごみ処理施設の適切な維持管理を行い、良好な環境の維持に努めます。

注) 環境ラベルの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりするなど、環境に配慮した行動をする消費者のことです。

第3章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理の区分と体制

1 ごみ処理フロー

本市の可燃ごみ、埋立ごみ及び資源物は、以下の流れで処理されています。

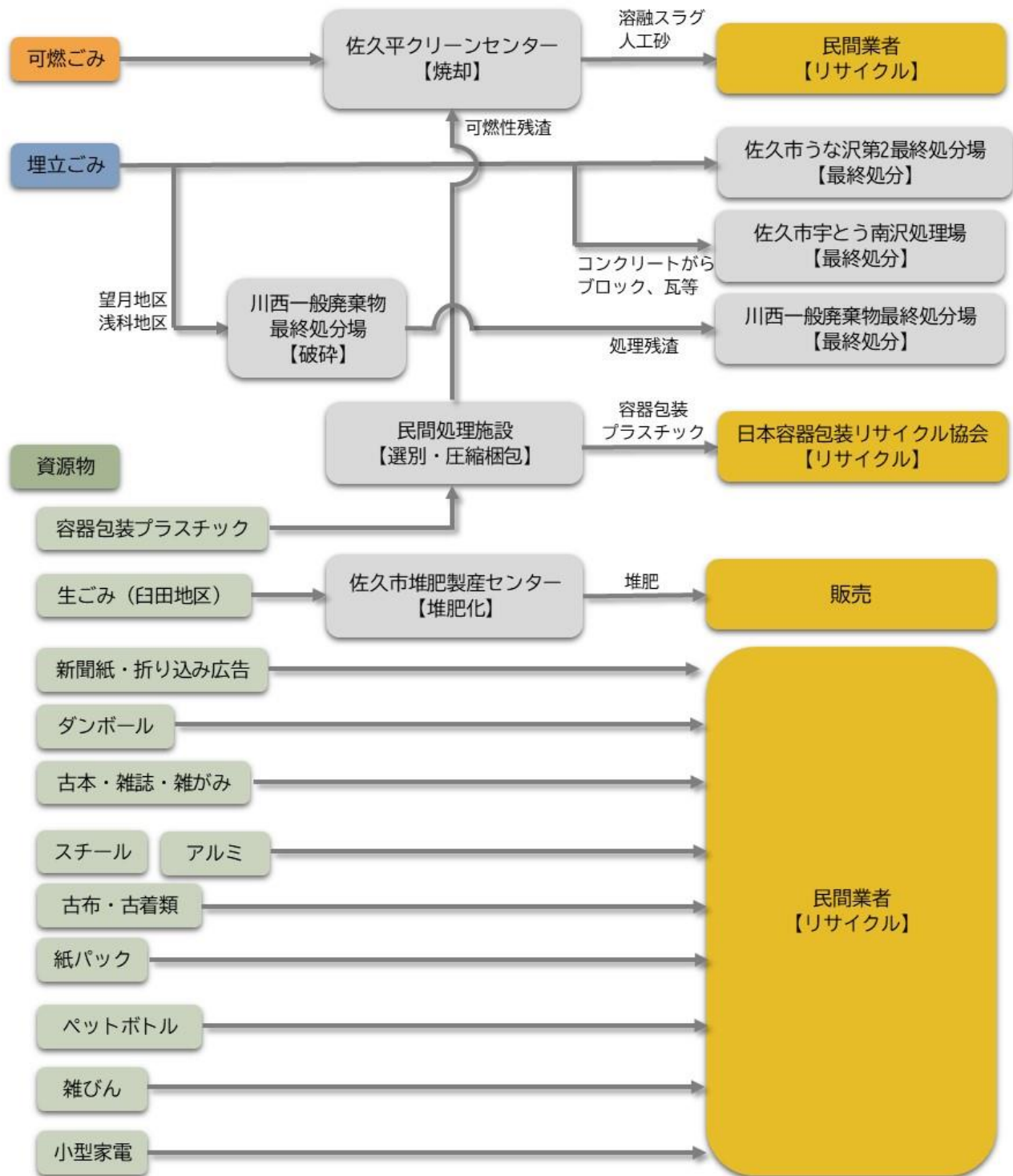


図 3-1-1 ごみ処理フロー

2 収集・搬入の状況

(1) 生活系ごみ

ア 生活系ごみの分別区分

一般家庭から排出される可燃ごみ、埋立ごみ及び資源物（古紙類【資源A】を除く。）については、専用の指定袋に入れ、ごみステーションに排出することになっており、それらを市から委託された事業者が指定日に収集しています。

また、指定袋に入らない可燃ごみや埋立ごみ、小型家電※は佐久市うな沢第2最終処分場へ、コンクリートがらや石等は佐久市宇とう南沢処理場へ直接持ち込むことも可能となっています。

臼田地区では、生ごみを収集し、佐久市堆肥製産センターで堆肥化を行っています。

令和4年4月にそれまで埋立ごみとしていた、容器包装プラスチック【資源E】以外のプラスチック類、ふとん、ゴム類、革製品などを可燃ごみとする分別区分の変更を行いました。

※佐久市うな沢第2最終処分場で回収した小型家電は、委託先の民間業者へ引き渡しています。

表 3-1-1 ごみ、資源物の分別区分

分別区分		収集方法 収集回数	搬入先
可燃ごみ (燃やせるごみ)	生ごみ、木類、リサイクルできない紙類、マスク・湿布、汚れを落とすことが困難な容器包装プラスチック、容器包装プラスチック【資源E】以外のプラスチック類、ふとん（わた、羽毛）・わた類・スポンジ類・低反発素材、ゴム類・革製品、傘の生地、その他（ペット用砂、使い捨てカイロ、保冷剤等）	委託（週2回） 臼田地区は週1回 直接搬入 ^{注1)}	佐久平クリーンセンター
埋立ごみ (燃やせないごみ)	陶磁器類、乾電池・蛍光灯、ガラス類、資源物以外で不燃性のもの（灰、100円ライター、漬物用の重り等）	委託（1回/2月） 直接搬入 ^{注2)}	佐久市うな沢第2最終処分場 佐久市宇とう ^{注3)} 南沢処理場
資源物	古紙類【資源A】	委託（月1回）	民間業者
	缶・布・紙パック類【資源B】		民間業者
	ペットボトル【資源C】		民間業者
	雑びん【資源D】		民間業者
	容器包装プラスチック【資源E】	委託（週1回）	民間業者
	生ごみ（臼田地区のみ）	委託（週2回）	佐久市堆肥製産センター
	小型家電	直接搬入	佐久市うな沢第2最終処分場 市役所本庁舎、各支所の回収ボックス

注1) 佐久平クリーンセンターへの直接搬入はできませんが、佐久市うな沢第2最終処分場で指定袋に入らない可燃ごみの直接搬入の受け入れを行っています（場内にパッカー車を待機させ、佐久平クリーンセンターへの中継を行っています。）。

注2) 指定袋に入る大きさの埋立ごみの直接搬入はできません。

注3) コンクリートがら（鉄筋が入っていないもの）・ブロック・瓦・石等のみ受け入れを行っています。

イ 生活系ごみ排出に対する主な周知事項

- ・ごみは必ず「佐久市指定家庭ごみ収集袋」（古紙類【資源A】）を除く。）を使用し、氏名を記入して、袋の口を縛り、その該当する収集日の午前 6 時 30 分～午前 7 時 30 分に、区等から指定されたごみステーションに出してください。
- ・回収されずにごみステーションに残されたごみは、ルールが守られていないものです。ご自身のごみが残された場合は、持ち帰って、ごみ収集連絡票（イエローカード）等で正しいルールを確認し、次回の収集日に出し直してください。午前 7 時 30 分を過ぎてから出されたごみには、ごみ収集連絡票はついていません。ごみは午前 7 時 30 分までに出してください。
- ・きちんと分別し、品目ごとの出し方を守ってください。「可燃ごみ」「埋立ごみ」「資源物」（古紙類【資源A】を除く）は指定袋に入れて出してください。指定袋の持ち手部分は必ず縛ってください。「埋立ごみ」で、割れた陶器等をやむを得ず袋で包む場合は、中身が確認できるよう透明な袋を使用してください。
- ・事業活動に伴うごみ・資源物は、ごみ処理施設等に自己搬入、または、ごみ収集運搬許可業者へ委託してください。ごみステーションは、利用できません。

（２）事業系ごみ

ア 事業系一般廃棄物

本市では、事業系一般廃棄物の処理を行っていますが、廃棄物処理法で規定された産業廃棄物以外のものを対象としています。

事業者は、生活系ごみと同様に減量化に努め、分別して排出しなければなりません。以下に廃棄物の定義と廃棄物処理法で定められた産業廃棄物を示します。

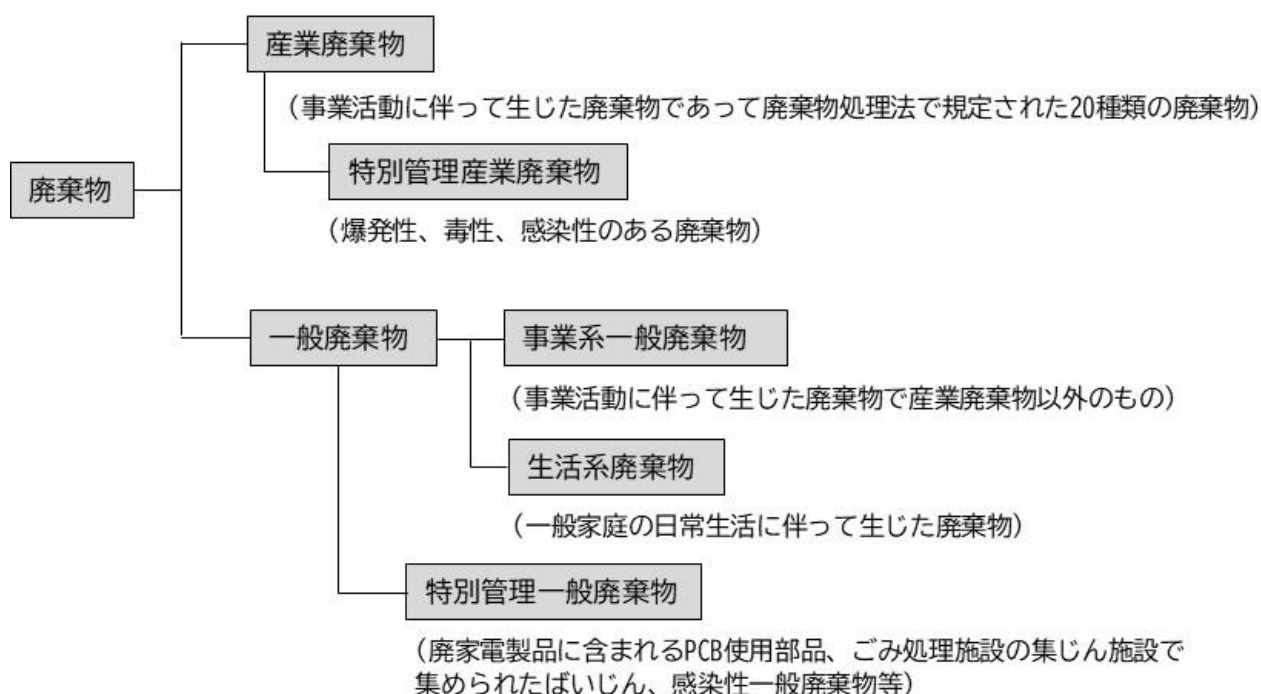


表 3-1-2 産業廃棄物の種類

種類		具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）		

イ 事業系ごみの処理方法

本市における事業系ごみの処理方法は、以下のものがあります。

(ア) 施設への搬入

事業系一般廃棄物のうち、可燃ごみは「佐久平クリーンセンター」へ、埋立ごみは「うな沢第2最終処分場」へ搬入できます（原則として産業廃棄物は搬入できません。）。処理手数料として、市で販売している「事業系一般廃棄物収集袋（以下「事業系ごみ袋」といいます。）」を事前に購入する必要があります。また、事前に生活環境課または各支所経済建設環境係へ「廃棄物処理申請書・誓約書」を提出し、事業者登録を行う必要があります。

(イ) 許可業者への処理委託

市または佐久市・北佐久郡環境施設組合の施設で受け入れできない事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、民間の事業系一般廃棄物処分業許可業者・資源物処理業者・産業廃棄物処分業許可業者等へ搬入し、処理を委託することができます。

(ウ) 環境保全上、支障のない方法による自家処理

生ごみ処理機等を使用して、生ごみを自家処理することができます。

ウ 事業系ごみ袋の購入方法について

事業系ごみ袋の購入方法は、以下のものがあります。

(ア) 窓口販売

佐久市役所生活環境課及び各支所経済建設環境係の窓口で販売している事業系ごみ袋を購入することができます。

(イ) 配達販売

事業系ごみ袋は、1箱（20組・200枚）以上の注文から配達で受け取ることができます。

表 3-1-3 事業系一般廃棄物収集袋の販売価格

可燃ごみ 小 （生ごみ専用 40ℓ）	1枚 140円（販売は10枚単位）
可燃ごみ 大 （紙ごみ専用 60ℓ）	・1組（10枚）1,400円
埋立ごみ （60ℓ）	・1箱（20組・200枚入り）28,000円

エ 事業系ごみ排出に対する主な周知事項

- ・ごみステーションは家庭から出たごみを集める場所であり、事業系ごみを出すことはできません。
- ・事業系ごみを不正にごみステーションに出し続けた場合、廃棄物処理法違反（不法投棄の容疑）で逮捕されることがあります。適正に処理してください。
- ・廃棄物処理申請書・誓約書は毎年提出してください。
- ・生ごみは専用の指定袋に入れ、他の袋に混ぜないでください。
- ・生ごみは必ず水を切ってから出し、ごみの減量に努めてください。
- ・再生利用できる古紙は可燃ごみとして出せません。資源物処理業者に処理を依頼してください。
- ・プラスチック類は産業廃棄物です。可燃ごみの袋に入れないでください。

3 処理施設の状況

(1) 中間処理施設

ア 佐久平クリーンセンターの概要

可燃ごみ及び民間の容器包装プラスチックのリサイクル施設から排出される可燃性残渣については、令和2年12月から「佐久平クリーンセンター」で焼却処理を行っています。処理後に排出される焼却灰及び飛灰については、令和2年度は民間に委託して溶融スラグに資源化していましたが、令和3年度からは溶融スラグに加え人工砂等として資源化しています。

表 3-1-4 佐久平クリーンセンター

項目	内容
施設名称	佐久平クリーンセンター
設置者	佐久市・北佐久郡環境施設組合
所在地	佐久市上平尾 2033 番地
事業方式	DBO（公設民営）方式
処理対象	可燃ごみ、可燃性残渣
処理能力	110t/日(55t/24h×2 炉)
処理方式	ストーカ式焼却炉
受入供給方式	ピット・アンド・クレーン方式
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ式
排ガス処理方式	ろ過式集じん方式
排水処理方式	クローズドシステム方式
通風方式	平衡通風方式
灰出設備	焼却灰：バンカ貯留、飛灰：薬剤処理し、バンカ貯留
稼働年月	令和2年12月

イ 佐久市堆肥製産センターの概要

「佐久市堆肥製産センター」では、臼田地区と事業所から出される生ごみの堆肥化を行っています。平成13年度に供用を開始しましたが、稼働から20年以上が経過し、処理機能に問題はないものの、施設の老朽化が進んでいます。

表 3-1-5 佐久市堆肥製産センターの概要

項目	内容
施設名称	佐久市堆肥製産センター
設置者	佐久市
所在地	佐久市臼田 2915 番地 4
処理能力	13t/日
堆肥化減量	生ごみ、畜糞、籾殻
稼働年月	平成13年4月

ウ プラスチックの資源化の概要

令和4年度まで、佐久市うな沢第2最終処分場の施設内に併設された「容器包装リサイクル施設」で容器包装プラスチックを選別・圧縮梱包し、その後、日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、プラスチック板やパレット等に資源化していましたが、令和5年度から選別・圧縮梱包の工程を民間業者に委託し、その後日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化を行っています。

なお、この民間処理施設は、容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックを処理可能な施設として、整備されています。

(2) 最終処分場

ア 佐久市うな沢第2最終処分場

「佐久市うな沢第2最終処分場」では、埋立ごみの埋立を行っています。

また、指定袋に入らない、ふとんなどの大型の可燃ごみの持ち込みが可能です。持ち込まれた可燃ごみは、場内で待機しているごみ収集車に載せ、佐久平クリーンセンターへ搬入して焼却処理しています。

イ 佐久市宇とう南沢処理場

「佐久市宇とう南沢処理場」では、直接搬入されるコンクリートがら、ブロック、瓦、石等の埋立を行っています。

ウ 川西一般廃棄物最終処分場

「川西一般廃棄物最終処分場」では、望月地区及び浅科地区の住民が搬入する粗大ごみを重機で破碎し、残渣の埋立を行っています。

表 3-1-6 最終処分場（埋立中）の概要

項目	内容		
施設名称	佐久市うな沢第2最終処分場	川西一般廃棄物 最終処分場	佐久市宇とう南沢処理場
設置者	佐久市	川西保健衛生施設組合	佐久市
所在地	佐久市横根 970 番地ほか	佐久市望月 2179 番地 18 ほか	佐久市中込 2865 番地ほか
設置年月	平成 15 年 3 月	平成 5 年 3 月	昭和 54 年 10 月
埋立面積	11,200m ²	23,950m ²	30,240m ²
埋立容量	148,000m ³	39,000m ³	241,920m ³
年間埋立量	79m ³ (令和5年度)	18.5m ³ (令和5年度)	45m ³ (令和5年度)
残余容量	36,688m ³ (令和5年度末)	1,695m ³ (令和5年度末)	46,445m ³ (令和5年度末)
埋立対象物	不燃ごみ	不燃ごみ、破碎ごみ処理残渣、粗大ごみ	不燃ごみ

エ 埋立が終了している最終処分場

埋立が終了している最終処分場が2か所あり、埋立終了後も定期的に水質の測定等を行い、適正に管理を行っています。

表 3-1-7 最終処分場（埋立終了）の概要

項目	内容	
施設名称	佐久市うな沢最終処分場	佐久市つらなし 一般廃棄物最終処分場
設置者	佐久市	佐久市
所在地	佐久市横根 970 番地ほか	佐久市田口山口沢 1698 番地 ほか
設置年月	昭和 60 年 3 月	昭和 61 年 10 月
埋立面積	27,600m ²	8,397m ²
埋立容量	187,000m ³	56,000m ³
埋立終了年月	平成 15 年 3 月	平成 17 年 1 月
埋立対象物	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ

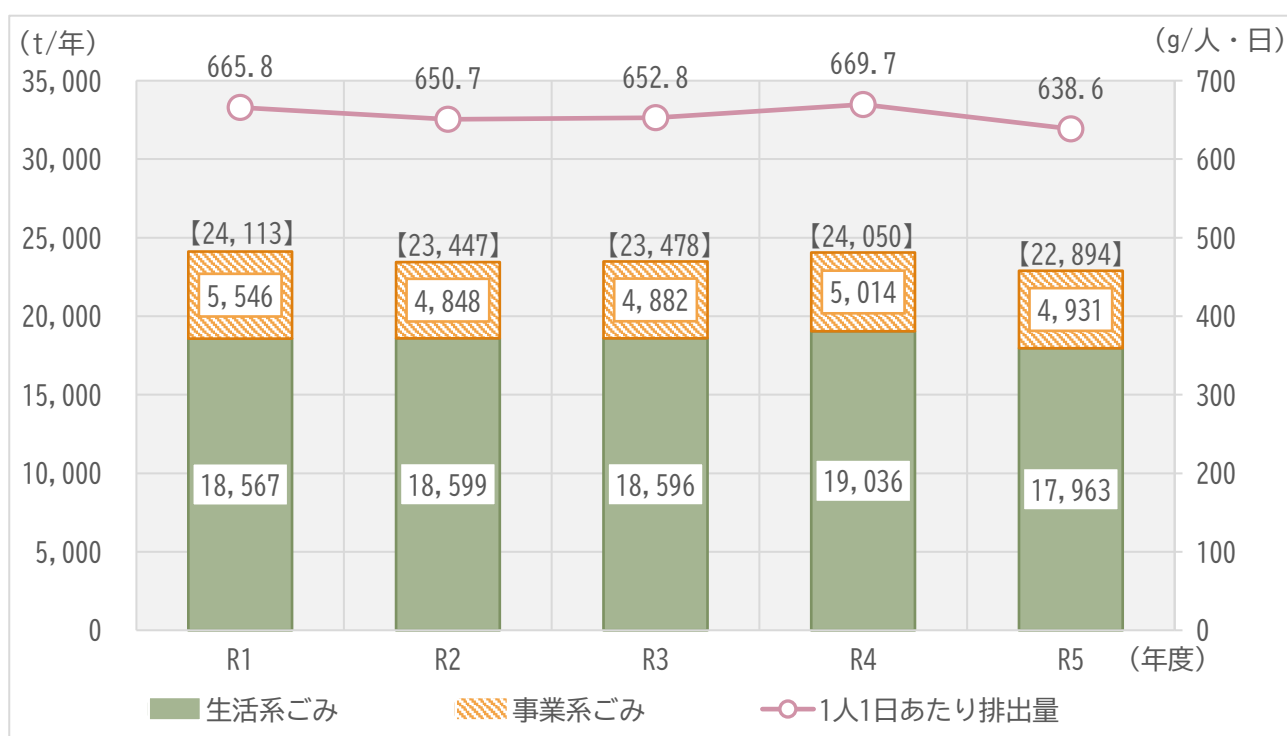
第2節 ごみ処理の現状

1 ごみ排出量

(1) 排出源別排出量

生活系ごみ排出量は、令和4年度までは18,500t/年～19,000t/年程度で推移していましたが、令和5年度に18,000t/年を割り込み、17,963t/年となっています。これは、ごみ袋の販売価格が上昇したことが一因となっていると考えられます。原材料価格の高騰や円安の影響により、令和4年度にごみ袋の価格が上昇した際には、市にごみ袋の価格上昇分を全額補填していましたが、令和5年度に、補填割合を半分に引き下げたことで、ごみ袋の価格が上昇しました。

事業系ごみ排出量は、令和元年度に5,546t/年でしたが、令和2年度以降は5,000t/年程度で推移し、令和5年度は4,931t/年となっています。



注) 【】内は、総排出量を示しています。

図 3-2-1 排出源別排出量の推移

(2) 種類別排出量

令和4年度から、それまで埋立ごみとしていた、容器包装プラスチック以外のプラスチック類、ふとん、ゴム類、革製品などを可燃ごみとする分別区分の変更を行いました。このため、令和3年度から令和4年度にかけて、埋立ごみ排出量が1,263t/年減少した一方で、可燃ごみ排出量が1,917t/年増加しました。令和5年度にはそこから739t/年減少し、可燃ごみ排出量は17,882t/年となっています。

資源ごみ排出量は、増減を繰り返しながら推移し、令和5年度は4,467t/年となっています。

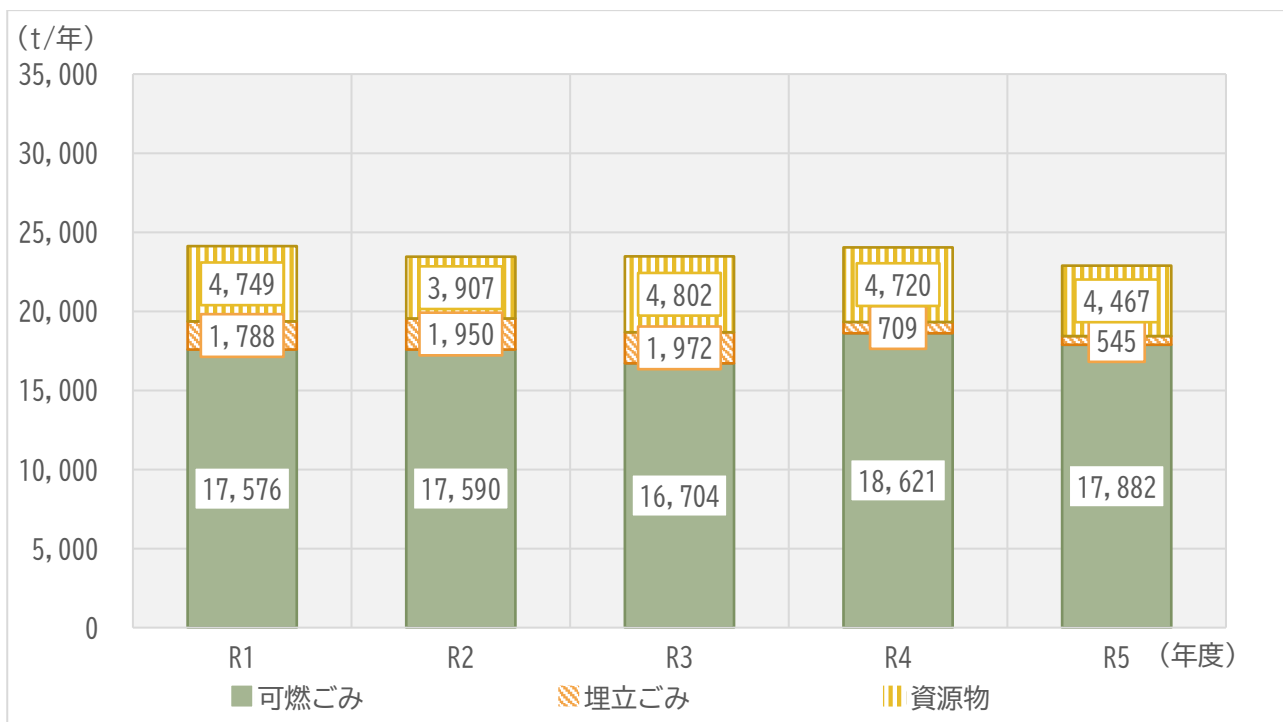


図 3-2-2 種類別排出量の推移

表 3-2-1 ごみ排出量の推移

区分	単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人口	人	98,957	98,728	98,536	98,381	97,945
ごみ総排出量	t/年	24,113	23,447	23,478	24,050	22,894
生活系ごみ	t/年	18,567	18,599	18,596	19,036	17,963
可燃ごみ	t/年	12,267	12,967	12,142	13,986	13,338
埋立ごみ	t/年	1,774	1,942	1,964	706	543
資源物	t/年	4,526	3,690	4,490	4,344	4,082
事業系ごみ	t/年	5,546	4,848	4,882	5,014	4,931
可燃ごみ	t/年	5,309	4,623	4,562	4,635	4,544
埋立ごみ	t/年	14	8	8	3	2
資源物	t/年	223	217	312	376	385
1人1日あたり排出量	g/人・日	665.8	650.7	652.8	669.7	638.6
生活系ごみ	g/人・日	512.6	516.1	517.0	530.1	501.1
可燃ごみ	g/人・日	338.7	359.8	337.6	389.5	372.1
埋立ごみ	g/人・日	49.0	53.9	54.6	19.7	15.1
資源物	g/人・日	125.0	102.4	124.8	121.0	113.9
事業系ごみ	g/人・日	153.1	134.5	135.7	139.6	137.6
可燃ごみ	g/人・日	146.6	128.3	126.8	129.1	126.8
埋立ごみ	g/人・日	0.4	0.2	0.2	0.1	0.1
資源物	g/人・日	6.2	6.0	8.7	10.5	10.7

2 ごみ処理量・処分量

(1) ごみ処理量

本市が「佐久平クリーンセンター」で焼却できる可燃ごみには、計画上の上限（18,742t）が設定されています。上限を超えた分は、「佐久平クリーンセンター」で処理できず、民間に委託する必要があります。民間委託による処理費用は、「佐久平クリーンセンター」での処理費用より高くなります。

令和4年度に本市の焼却処理量は18,667t/年となり、受入上限の99%に達しました。令和5年度には、743t減少して17,924t/年となりましたが、受入上限の96%と依然として上限に近い状況が続いています。

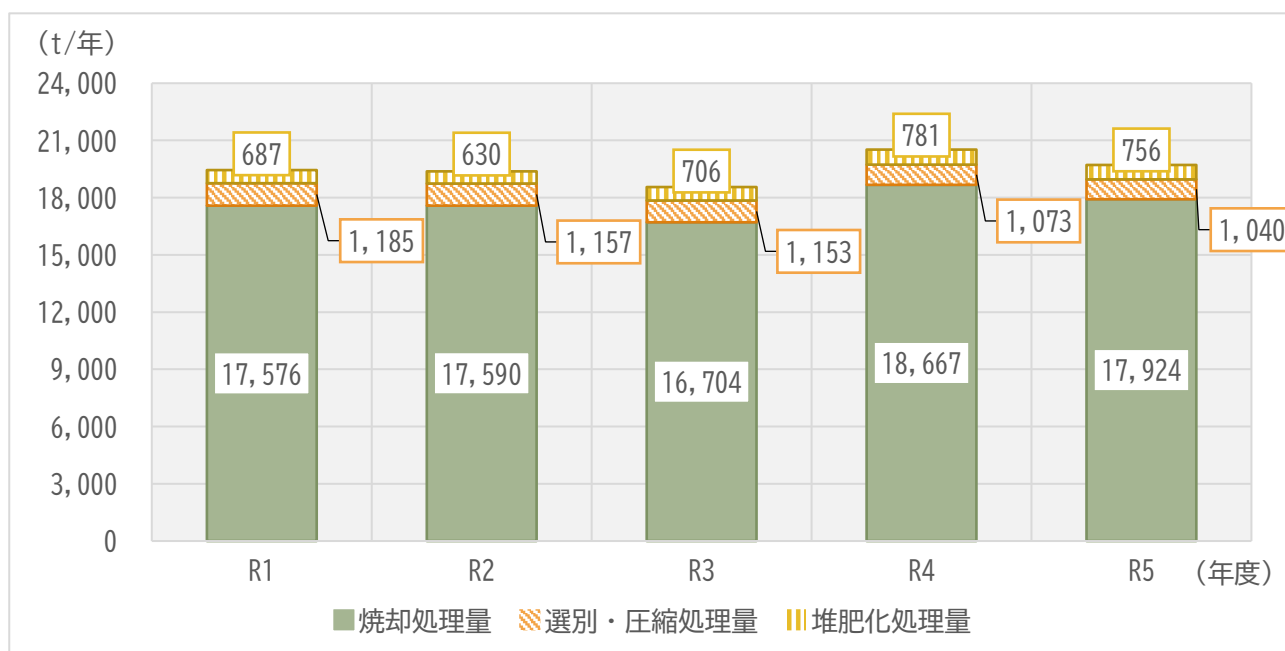


図 3-2-3 ごみ処理量の推移

(2) 最終処分量

令和4年度から、それまで埋立ごみとして扱っていた、容器包装プラスチック以外のプラスチック類、ふとん、ゴム類、革製品などを可燃ごみとする分別区分の変更を行いました。このため、令和3年度から令和4年度にかけ、直接最終処分量が1,263t/年減少しました。

焼却施設から排出される焼却残渣（焼却灰と飛灰）の一部の埋立を行っていましたが、令和2年度から熔融スラグとして、令和3年度からは熔融スラグに加えて人口砂等として資源化しています。

また、容器包装リサイクルの選別・圧縮梱包の工程で排出される処理残渣も埋立を行っていましたが、令和4年度からは、容器包装リサイクル施設から排出される処理残渣を佐久平クリーンセンターで焼却処理しています。これにより、残渣処分量は、令和4年度以降、0t/年となっています。

直接最終処分量と残渣処分量の合計である最終処分量は大幅に減少し、令和5年度の最終処分量は556t/年、最終処分率は2.8%となっています。

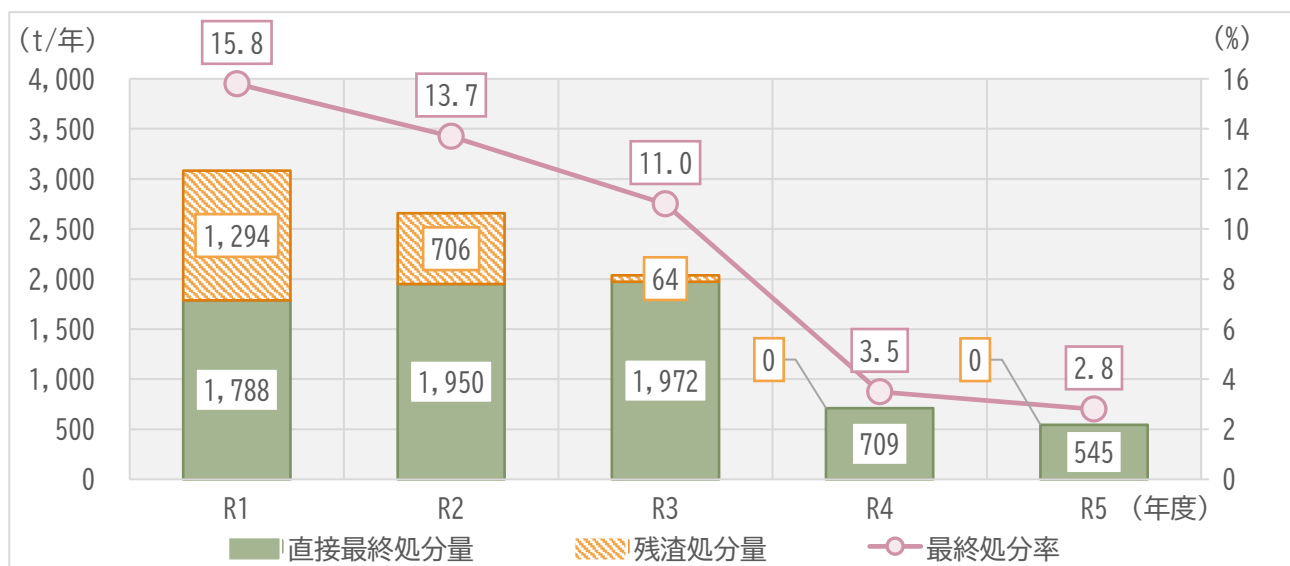


図 3-2-4 最終処分量及び最終処分率の推移

表 3-2-2 ごみ処理量・処分量の推移

区分		単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
中間処理	中間処理量(A～Cの合計 - a) ^{注)}	t/年	19,448	19,377	18,563	20,475	19,678
	焼却処理 (A)	t/年	17,576	17,590	16,704	18,667	17,924
	直接焼却量	t/年	17,576	17,590	16,704	18,621	17,882
	可燃ごみ	t/年	17,576	17,590	16,704	18,621	17,882
	処理残渣の焼却 (a)	t/年	0	0	0	46	42
	容器包装リサイクル施設	t/年	0	0	0	46	42
	選別・圧縮処理 (B)	t/年	1,185	1,157	1,153	1,073	1,040
	容器包装プラスチック	t/年	1,185	1,157	1,153	1,073	1,040
	堆肥化処理 (C)	t/年	687	630	706	781	756
	家庭系生ごみ	t/年	464	413	394	405	371
	事業系生ごみ	t/年	223	217	312	376	385
最終処分	最終処分量	t/年	3,082	2,656	2,036	709	545
	直接最終処分量	t/年	1,788	1,950	1,972	709	545
	不燃物	t/年	1,708	1,841	1,868	614	487
	うな沢第2最終処分場	t/年	1,696	1,832	1,852	602	481
	川西一般廃棄物最終処分場	t/年	12	9	16	12	6
	コンクリートがら、瓦等	t/年	80	109	104	95	58
	宇とう南沢処理場	t/年	80	109	104	95	58
	残渣処分量	t/年	1,294	706	64	0	0
	焼却残渣	t/年	1,130	648	0	0	0
	川西一般廃棄物最終処分場	t/年	2	0	0	0	0
	民間施設	t/年	1,128	648	0	0	0
	不燃残渣	t/年	164	58	64	0	0
	うな沢第2最終処分場	t/年	164	58	64	0	0
	最終処分率	%	15.8	13.7	11.0	3.5	2.8

注) 中間処理量の合計は一次処理量の合計です。二次処理量は、含まれません。

(3) 資源化量

新聞や雑誌の購読者の減少により、「新聞紙・折り込み広告」や「古本・雑誌・雑がみ」が減少しているため、直接資源化量は減少しています。令和5年度の直接資源化量は、令和元年度と比較して206t/年減少し、2,671t/年となっています。

なお、令和2年度に「古布・古着類」の排出量がほかの年度と比べ、大きく減少しています。これは、「古布・古着類」の搬出先である民間業者の受入が一時的に停止したためです。

焼却施設から出される焼却残渣は、令和元年度まで一部、埋立処分を行っていましたが、令和2年度から溶融スラグとして、令和3年度からは溶融スラグに加えて人口砂等として資源化しています。このため、処理後再生利用量は大幅に増加し、令和5年度の処理後再生利用量は2,811t/年となっています。

リサイクル率は令和元年度と比較して、6.8ポイント増え、23.9%となっています。

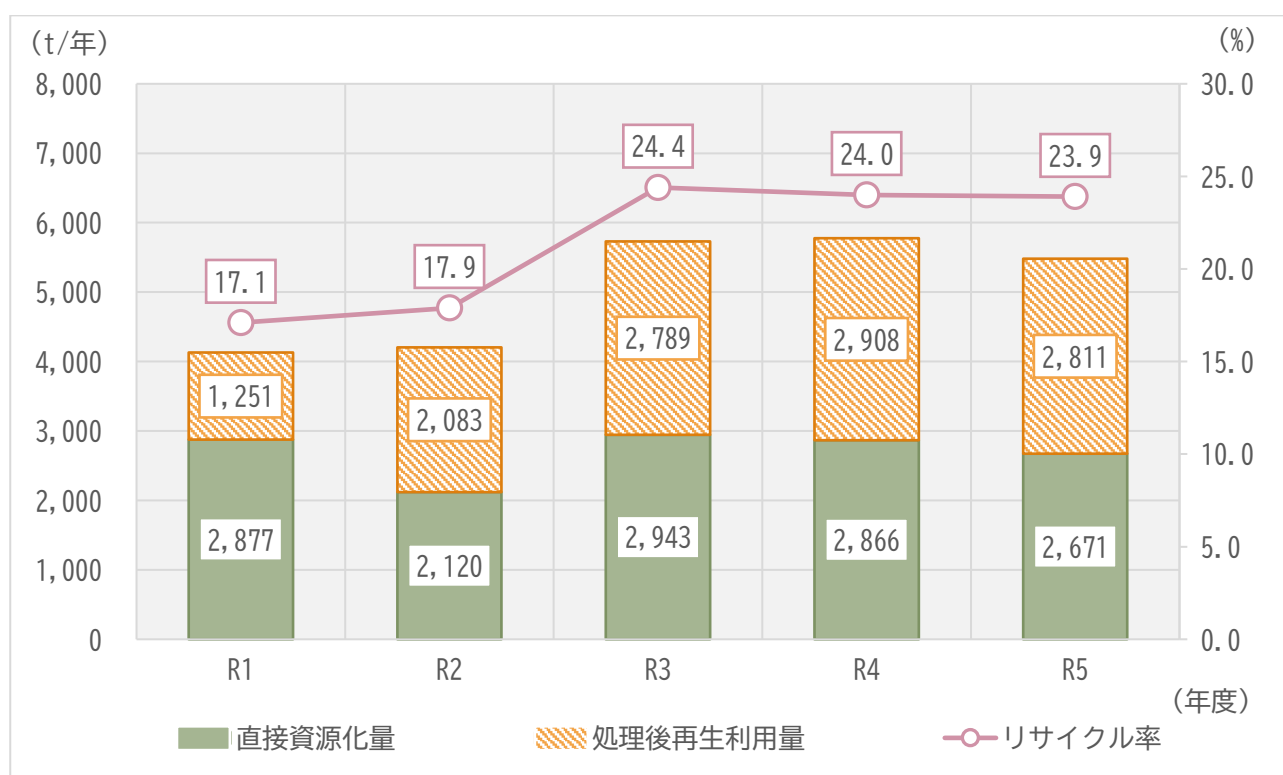


図 3-2-5 資源化量及び資源化率の推移

表 3-2-3 資源化量の推移

項目	単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総排出量	t	24,113	23,447	23,478	24,050	22,894
総資源化量	t	4,128	4,203	5,732	5,774	5,482
直接資源化量	t	2,877	2,120	2,943	2,866	2,671
新聞紙・折り込み広告	t	657	597	624	612	561
ダンボール	t	245	243	246	225	208
古本・雑誌・雑がみ	t	399	341	338	298	255
スチール	t	102	98	114	113	123
アルミ	t	29	30	27	26	26
紙パック	t	4	3	4	3	3
古布・古着類	t	761	80	887	882	816
ペットボトル	t	106	104	102	99	95
雑びん	t	462	476	468	466	453
処理後再生利用量	t	1,251	2,083	2,789	2,908	2,811
溶融スラグ	t	0	802	746	835	819
人工砂	t	0	0	743	841	793
容器包装プラスチック	t	1,021	1,099	1,089	1,027	998
製品プラスチック	t	0	0	0	0	0
堆肥	t	230	182	211	205	201
リサイクル率	%	17.1	17.9	24.4	24.0	23.9

(4) 生ごみ処理機等の購入補助

本市では、生ごみ処理機^{※1}または生ごみ処理容器^{※2}を購入された方を対象に、補助金を交付しています。

※1 家庭から排出される生ごみを電動もしくは手動により攪拌または加熱し、減量または堆肥化する機能を持つ機器のことです。ただし、佐久市ディスポーザ排水処理システム設置指導基準に関する要綱（平成 22 年佐久市告示第 128 号）に定めるディスポーザを除きます。

※2 家庭から排出される生ごみを微生物の活動を利用することにより堆肥化する機能を持つ容器（コンポストなど）のことです。

表 3-2-4 生ごみ処理機等の購入補助件数

項目	単位	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生ごみ処理機	件	45	62	91	104	100
生ごみ処理容器		29	92	91	107	50

(5) 小中学校の資源回収量

市内の小中学校等では、PTA や保護者、地域住民の協力により、資源回収が行われています。
 なお、この資源回収量は、本市のごみ排出量に含まれていません。

表 3-2-5 小中学校の資源回収量

単位：kg

年度	古紙類	紙パック	アルミ	スチール	ペット ボトル	ペットボトル キャップ	プラ	ビン	その他	合計
令和元	109,520	0	33,344	5,297	185	421	72	8,780	4,228	161,847
令和2	61,170	5	30,536	4,918	0	180	0	260	0	97,069
令和3	64,541	15	23,461	904	5	52	0	884	0	89,862
令和4	58,719	1	60,472	2,809	6	365	0	50	0	122,422

(6) スーパーマーケット等の店頭回収量

市内のスーパーマーケット等の量販店では、店頭で資源物の回収ボックス等を設置し、資源物の回収に努めています。

なお、この店頭回収量は、本市のごみ排出量に含まれていません。

表 3-2-6 スーパーマーケット等の店頭回収量

単位：kg

年度	段ボール等 (古紙類)	紙パック	アルミ 缶	スチール 缶	ペット ボトル	食品用 トレイ	レジ袋	ガラス瓶	インクカー トリッジ	合計
令和元	66,070	48,276	17,187	2,720	131,157	35,842	458	1,680	203	303,592
令和2	111,480	46,554	29,892	3,337	142,425	54,438	167	1,290	53	389,636
令和3	113,410	43,882	30,141	3,388	158,448	43,724	21	1,145	125	394,284
令和4	229,500	37,896	25,449	100	147,949	43,201	37	0	124	484,256

第3節 ごみの組成

本市が可燃ごみを搬入している佐久平クリーンセンターの令和5年度のごみ組成をみると、「紙類・布類」が57.6%と最も割合が高く、次いで「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が26.4%、同率で「木、竹、わら類」と「ちゅう芥類※」が5.5%と続いています。

令和5年度は、水分が半分近くを占めています。

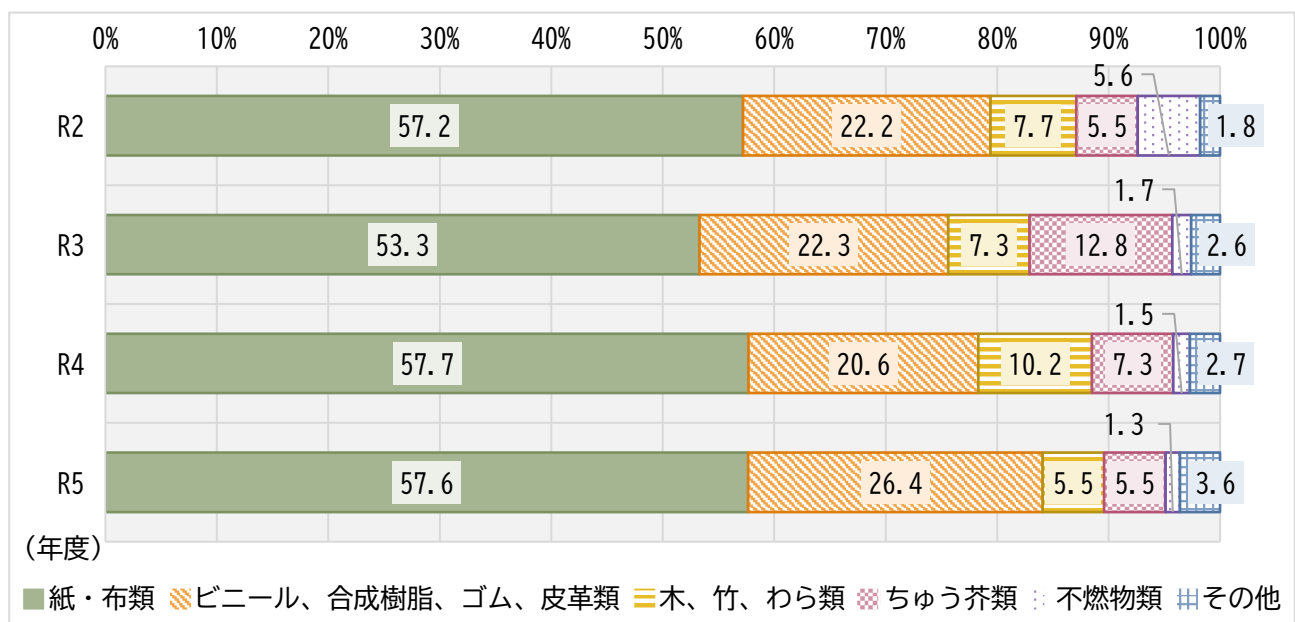
※ちゅう芥類とは生ごみのことを指します。佐久平クリーンセンターに持ち込まれるちゅう芥類の大部分は、家庭から出る調理くずや食べ残しなどの生ごみですが、事務所などから出る事業系の生ごみも含まれています。

表 3-3-1 ごみ質分析結果の推移（佐久平クリーンセンター）

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乾きベース組成	紙・布類	%	57.2	53.3	57.7	57.6
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	22.2	22.3	20.6	26.4
	木、竹、わら類	%	7.7	7.3	10.2	5.5
	ちゅう芥類	%	5.5	12.8	7.3	5.5
	不燃物類	%	5.6	1.7	1.5	1.3
	その他	%	1.8	2.6	2.7	3.6
単位容積重量		kg/m ³	109.8	150.3	163.3	150.0
低位発熱量（実測値）		kJ/kg	10,967	9,786	9,542	9,983
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	6,975	7,758	7,967	7,658
三成分	水分	%	40.7	47.3	46.5	48.2
	可燃分	%	6.9	5.3	5.0	4.6
	灰分	%	52.4	47.3	48.5	47.3

注）令和2年度は、令和2年12月～令和3年3月までの4か月間の平均です。

出典：「佐久市・北佐久郡環境施設組合資料」



出典：「佐久市・北佐久郡環境施設組合資料」

図 3-3-1 可燃ごみの組成の推移（佐久平クリーンセンター）

第4節 ごみ処理に係る経費

令和元年度と令和2年度のごみ処理経費が高くなっていますが、これは、「佐久平クリーンセンター」の建設工事に伴う組合分担金が含まれているためです。令和3年度にはごみ処理経費は減少しましたが、そこから増加傾向にあり、令和5年度のごみ処理経費は、約9億3千万円となっています。

令和5年度1tあたりのごみ処理経費は40,608円/t、1人あたりのごみ処理経費は9,491円/人となっています。

表 3-4-1 ごみ処理経費の推移

単位：千円

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
建設費・改良費	410,442	400,013	58,403	125,902	241,180
うち組合分担金	406,222	394,961	52,683	125,902	241,180
処理及び維持管理費	905,403	887,676	695,946	667,006	688,449
うち組合分担金	532,477	499,452	290,191	267,675	259,601
その他	0	0	0	0	0
合計	1,315,845	1,287,689	754,349	792,908	929,629

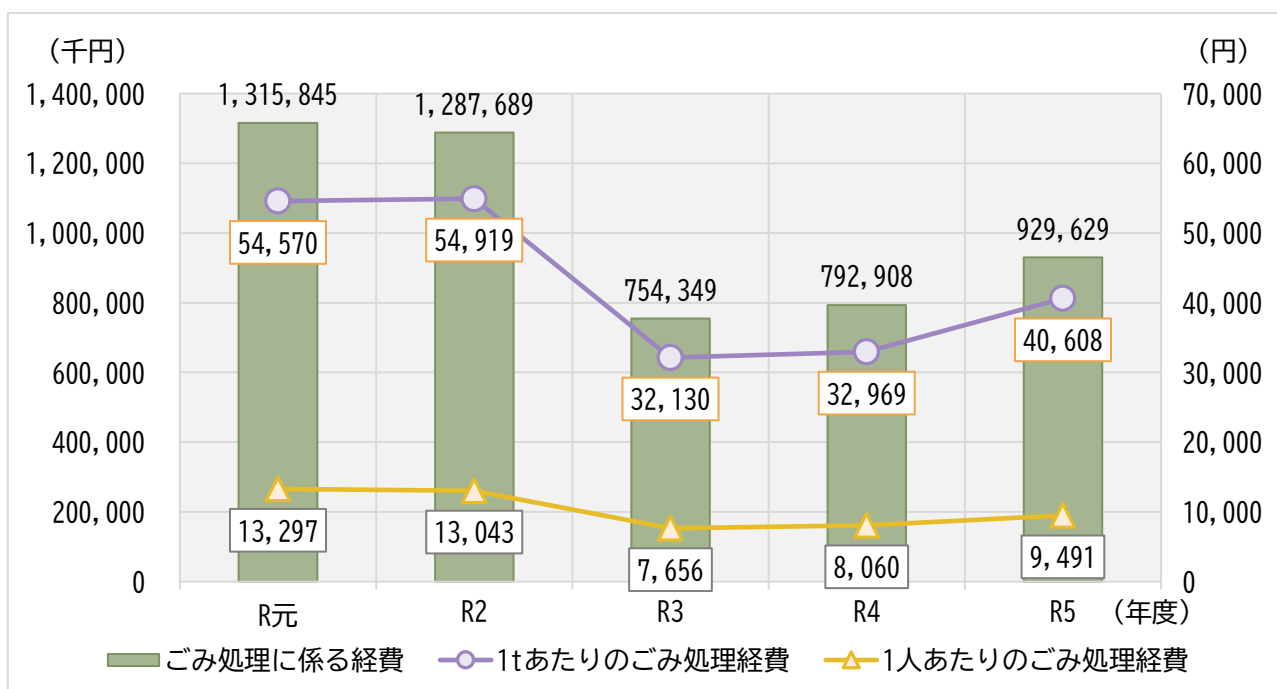


図 3-4-1 ごみ処理経費の推移

第5節 市民・事業者の意向（ごみに関するアンケート調査結果の概要）

1 調査の目的

家庭や事業所でのごみの排出状況や取組内容等を把握し、ごみの減量化やリサイクルなどの施策の検討に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

2 アンケートの概要

【家庭ごみに関する市民アンケート】

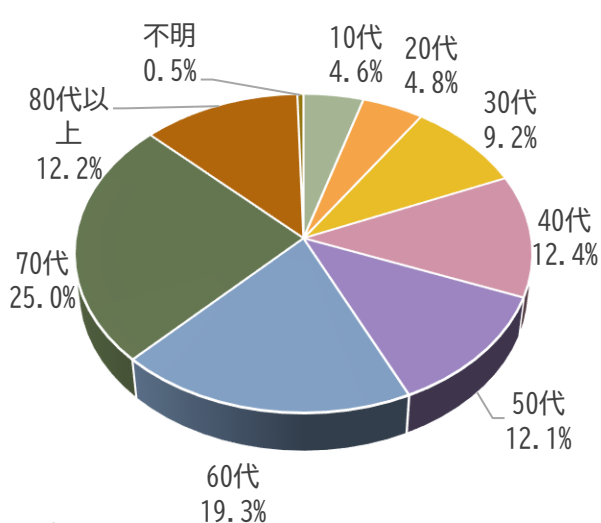
- 対 象 者：13 歳以上の市民を対象とし、住民基本台帳から無作為に抽出
- 調査方法：アンケート用紙を郵送・配布（インターネットによる回答を併用（回答者が回答方法を選択））
- 調査期間：令和 5 年 12 月 19 日から令和 6 年 1 月 12 日
- アンケート配布数 2,000 人
- 回 収 数 841 人
- 回 収 率 42.1%

【事業系ごみに関する事業所アンケート】

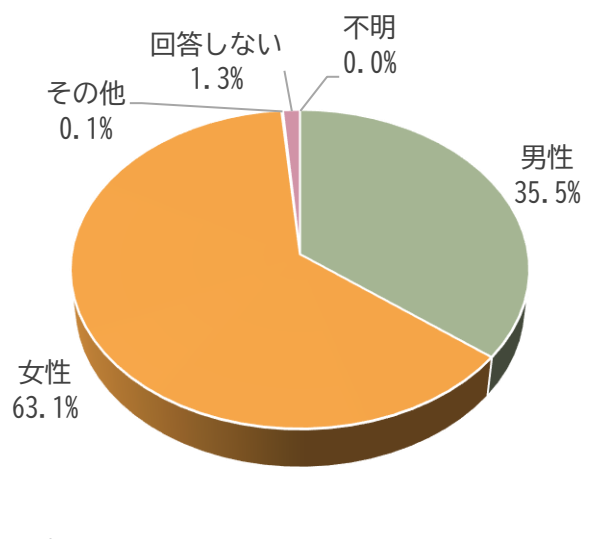
- 対 象 者：佐久市内に事業所があり、事業系ごみの袋を購入している事業所から無作為に抽出
- 調査方法：アンケート用紙を郵送・配布（インターネットによる回答を併用（回答者が回答方法を選択））
- 調査期間：令和 5 年 12 月 19 日から令和 6 年 1 月 12 日
- アンケート配布数 210 者
- 回 収 数 87 者
- 回 収 率 41.4%

3 市民アンケートの結果

（1）回答者の属性



【性別】



【年齢】

注）小数第 2 位を四捨五入して割合を示しているため、各項目の割合の合計が 100.0%にならない場合があります。

図 3-5-1 回答者の属性

(2) アンケート結果（抜粋）

①あなたは、ごみ問題やリサイクルについて関心がありますか。（○は、1つのみ）

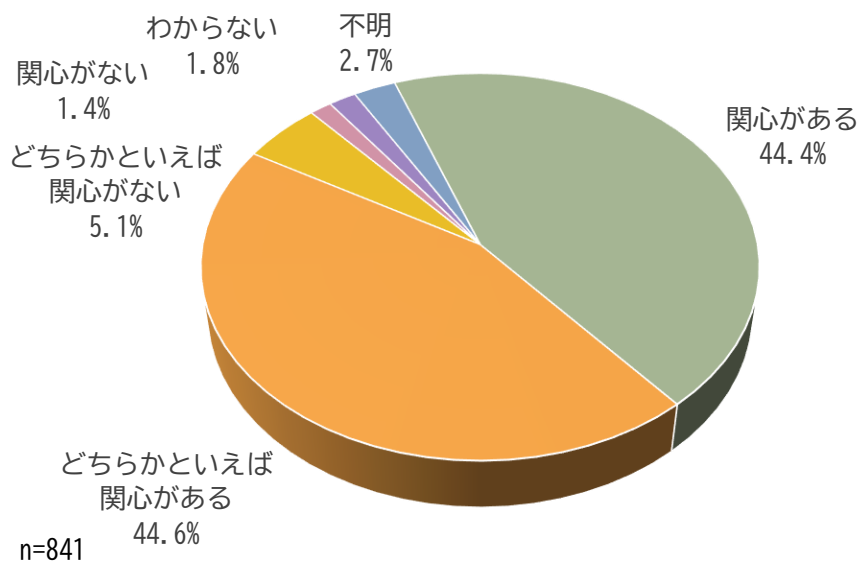


図 3-5-2 ごみ問題やリサイクルへの関心について

・ごみ問題やリサイクルについて、「関心がある」または「どちらかといえば関心がある」と回答した方は約9割を占め、ごみ問題やリサイクルへの関心が高くなっています。

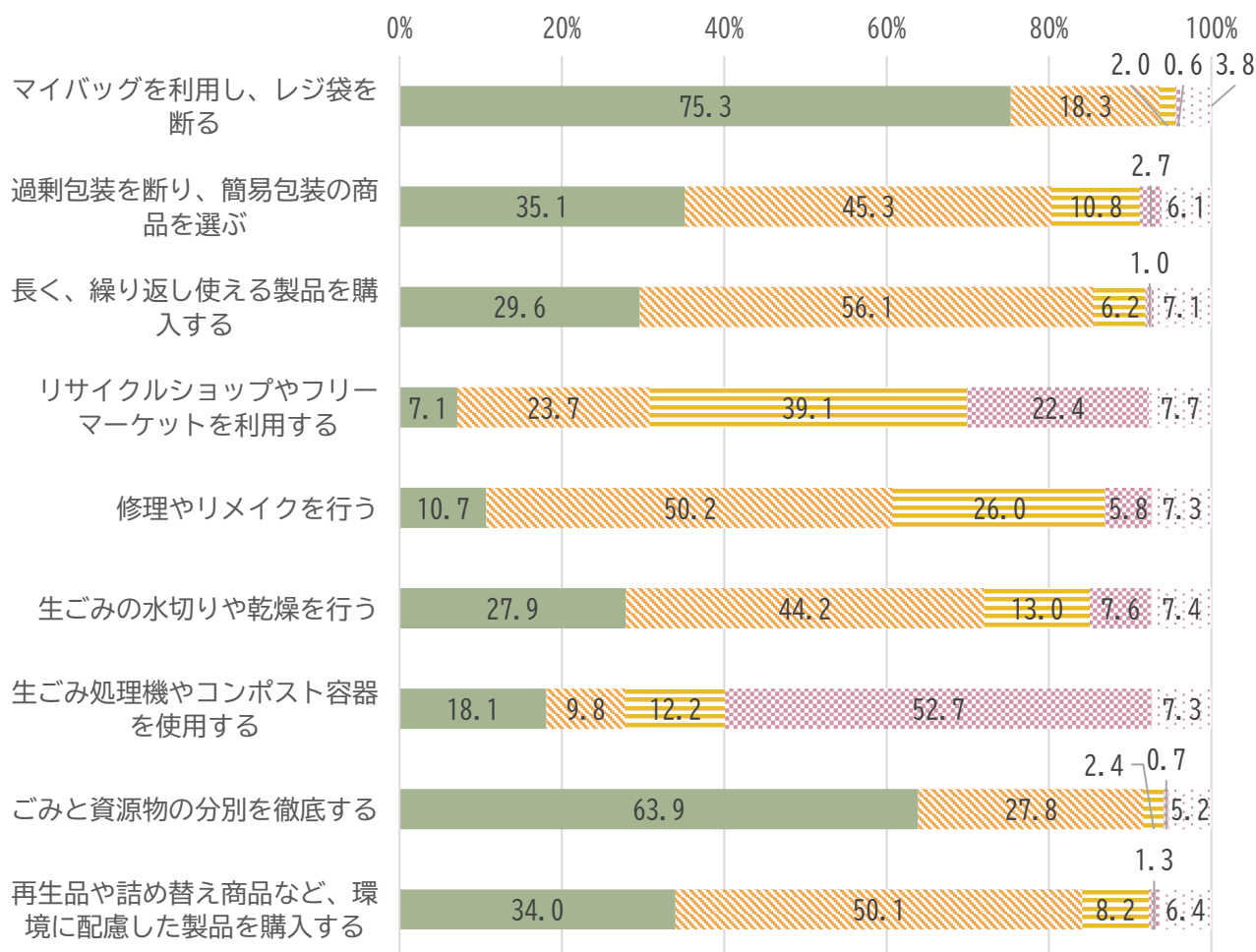
表 3-5-1 ごみ問題やリサイクルへの関心について

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
関心がある（①）	28.2%	32.5%	22.1%	31.7%	37.3%	41.4%	61.0%	62.1%	50.0%
どちらかといえば関心がある（②）	43.6%	50.0%	64.9%	56.7%	54.9%	49.4%	31.0%	26.2%	25.0%
どちらかといえば関心がない	15.4%	7.5%	6.5%	7.7%	4.9%	6.8%	1.0%	2.9%	0.0%
関心がない	10.3%	7.5%	2.6%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%
わからない	2.6%	2.5%	3.9%	1.0%	1.0%	0.6%	1.4%	3.9%	0.0%
不明	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	1.9%	5.7%	3.9%	25.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
①+②	71.8%	82.5%	87.0%	88.5%	92.2%	90.7%	91.9%	88.3%	75.0%

注）小数第2位を四捨五入して割合を示しているため、各項目の割合の合計が100.0%にならない場合があります。

・若い世代ほど、ごみ問題やリサイクルへの関心が低い傾向にあり、特に「10代」の約1割が「関心がない」と回答しています。

②あなたのご家庭で、ごみの減量化・リサイクルについて、以下の取組をどの程度行っていますか。(〇は、取組ごとに1つのみ)



n=841

■ 常に行う ■ ある程度行う ■ あまり行わない ■ まったく行わない ■ 不明

注) 小数第2位を四捨五入して割合を示しているため、各項目の割合の合計が100.0%にならない場合があります。

図3-5-3 家庭でのごみ減量化・リサイクルに関する取組について

- ・「マイバッグを利用し、レジ袋を断る」と「ごみと資源物の分別を徹底する」は、「常に行う」の割合が高く、「ある程度行う」との合計は9割を超えています。
- ・「過剰包装を断り、簡易包装の商品を選ぶ」「長く、繰り返し使える製品を購入する」「再生品や詰め替え商品など、環境に配慮した製品を購入する」は、「常に行う」または「ある程度行う」の合計が8割を超え、「生ごみの水切りや乾燥を行う」も7割を超えています。
- ・一方、「リサイクルショップやフリーマーケットを利用する」と「生ごみ処理機やコンポスト容器を使用する」は、「常に行う」または「ある程度行う」の合計が3割程度にとどまっています。

③臼田地区では、ご家庭から出る生ごみを「佐久市堆肥製産センター」で堆肥化していますが、継続すべきだと思いますか。(〇は、1つのみ)

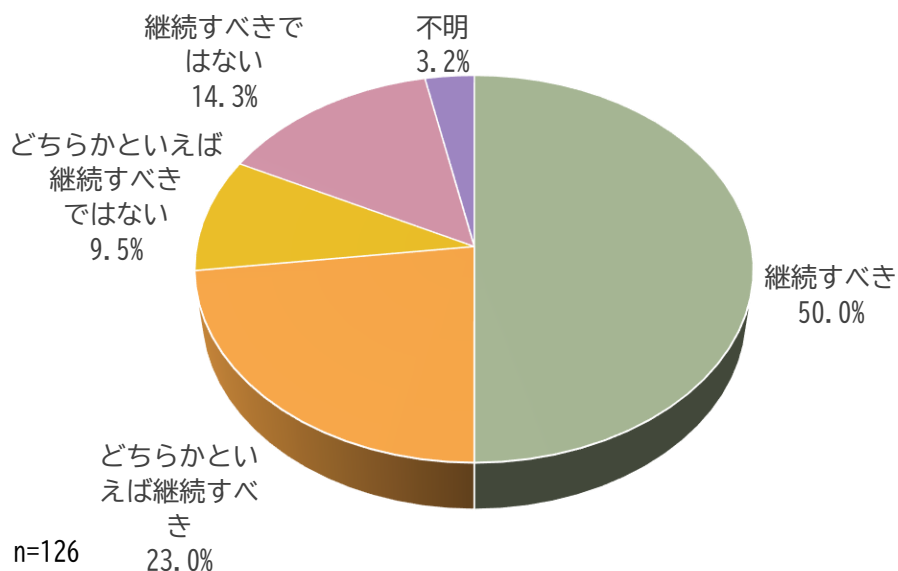


図 3-5-4 臼田地区から出る生ごみの堆肥化について

・「継続すべき」が 50.0%、「どちらかといえば継続すべき」が 23.0%で、約 3/4 を占めています。

④ごみ処理手数料に関して、長野県内の他市の平均は 40 リットル袋[可燃ごみ袋(大)程度]1枚当たり 46 円程度(令和 4 年現在)となっており、これに袋自体のコストが加算されて販売されています。佐久市ではごみの減量化が進まず、ごみ処理経費が減らないことから、家庭系ごみのごみ処理手数料(有料化)の導入を予定していますが、46 円の手数料に対して、どのように感じますか。(〇は、1つのみ)

表 3-5-2 家庭ごみの処理手数料について

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代以上	不明	全体
高いと感じる	48.7%	35.0%	54.5%	47.1%	44.1%	46.9%	39.0%	29.1%	25.0%	42.6%
妥当	46.2%	65.0%	42.9%	48.1%	51.0%	45.1%	50.0%	61.2%	50.0%	50.2%
安いと感じる	2.6%	0.0%	1.3%	2.9%	2.9%	5.6%	2.9%	3.9%	0.0%	3.2%
不明	2.6%	0.0%	1.3%	1.9%	2.0%	2.5%	8.1%	5.8%	25.0%	4.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注) 小数第 2 位を四捨五入して割合を示しているため、各項目の割合の合計が 100.0%にならない場合があります。

・「高いと感じる」は、「30 代」が 54.5%と最も高く、一方、「20 代」「70 代」「80 代以上」が低くなっています。

⑤佐久市では、ごみの出し方や市の取組などについて、様々な方法で情報を提供しています。あなたが日頃ごみの出し方や市の取組を知るうえで利用しているものをお答えください。（〇は、いくつでも可）

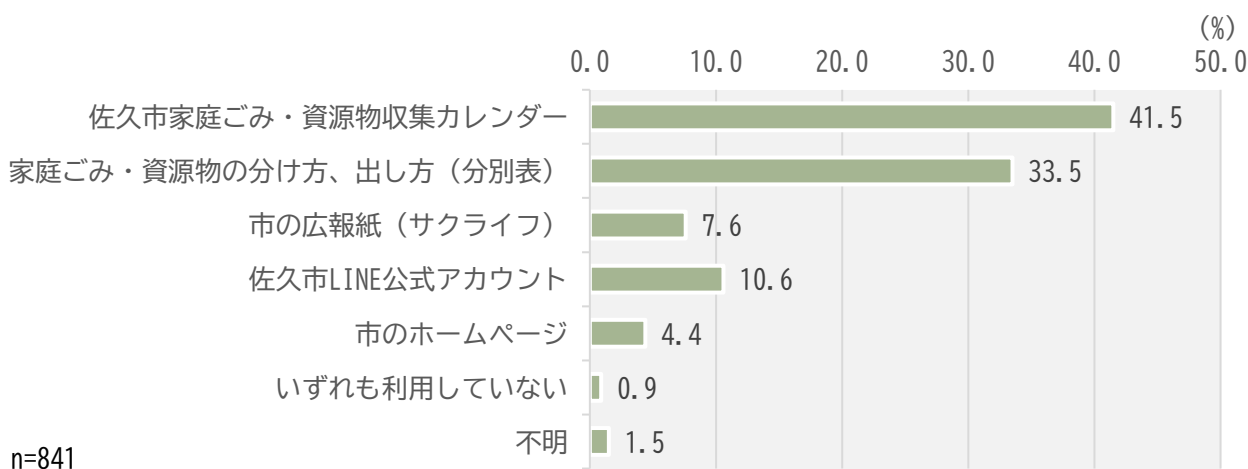


図 3-5-5 ごみの出し方や市の取組などの情報源について

- ・ごみの出し方や市の取組などについて、41.5%の方が「佐久市家庭ごみ・資源物収集カレンダー」から、33.5%の方が「家庭ごみ・資源物の分け方、出し方（分別表）」から情報を入手しています。
- ・「佐久市 LINE 公式アカウント」「市の広報紙（サクラライフ）」「市のホームページ」からの情報入手はそれぞれ、10.6%、7.6%、4.4%にとどまっています。「佐久市 LINE 公式アカウント」に関しては、別の設問で「知っていて利用している」が 33.2%であり、「佐久市 LINE 公式アカウント」が市の取組やごみの出し方などの情報を得る手段としてはまだ浸透していません。

表 3-5-3 ごみの出し方や市の取組などの情報源について

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代 以上	不明
佐久市家庭ごみ・資源物収集カレンダー	42.0%	38.6%	37.1%	39.7%	43.8%	41.5%	41.8%	45.0%	40.0%
家庭ごみ・資源物の分け方、出し方（分別表）	24.6%	31.3%	32.0%	30.1%	32.4%	35.9%	35.2%	35.6%	40.0%
市の広報紙（サクラライフ）	2.9%	6.0%	4.0%	6.3%	4.6%	7.3%	11.2%	11.4%	0.0%
佐久市 LINE 公式アカウント	10.1%	15.7%	17.7%	17.6%	13.2%	10.1%	5.7%	3.5%	0.0%
市のホームページ	8.7%	8.4%	8.0%	5.0%	5.5%	3.4%	3.0%	0.0%	20.0%
いずれも利用していない	10.1%	0.0%	0.6%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	1.5%	0.0%
不明	1.4%	0.0%	0.6%	0.8%	0.0%	1.4%	2.7%	3.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注）小数第 2 位を四捨五入して割合を示しているため、各項目の割合の合計が 100.0%にならない場合があります。

- ・「佐久市 LINE 公式アカウント」については、「20 代」～「40 代」で、「市のホームページ」については、「10 代」～「30 代」で、高くなっています。

⑥今後、ごみの分別やごみの減量化・資源化などを進めるにあたり、あなたが市に重点的に取り組んでほしいと思うことは何ですか。（〇は、いくつでも可）

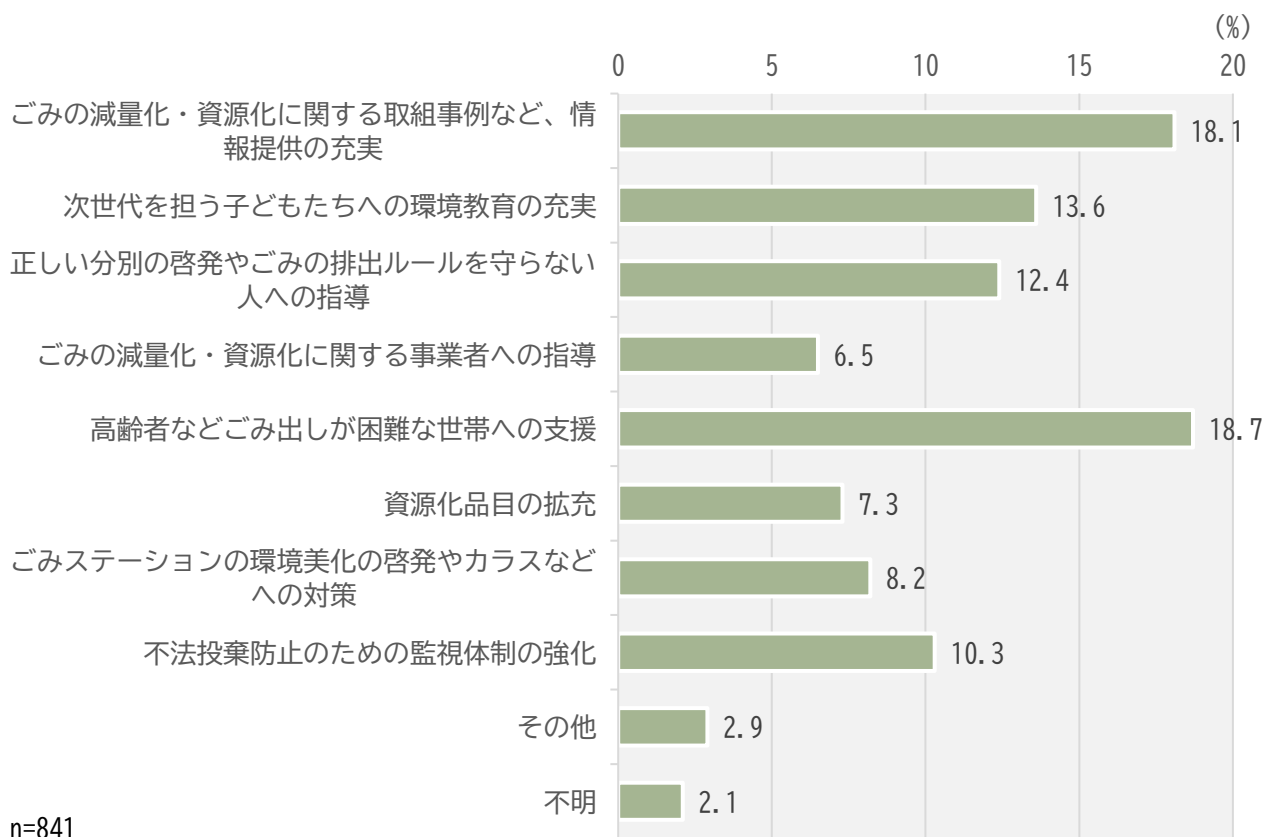


図 3-5-6 市民が市に求めるごみの減量化・資源化の取組

【その他の回答例※】

- ・アパート等の集合住宅にお住まいの方への分別の周知を徹底する。
- ・わかりやすく、取り組みやすい分別を検討する。
- ・分別のルールを緩くし、項目を減らす。
- ・市の広報紙にあった不要品を必要な人にゆずるコーナーを再開する。
- ・びんや缶、ペットボトルなどの回収拠点を設置する。
- ・剪定枝を直接搬入できるようにする。
- ・ごみ袋への記名をやめる。

※主なその他の回答は、要約したものです。

・「高齢者などごみ出しが困難な世帯への支援」が 18.7%と最も高く、次いで「ごみの減量化・資源化に関する取組事例など、情報提供の充実」が 18.1%、「次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実」が 13.6%と続いています。

4 事業所アンケート

(1) 回答者の属性

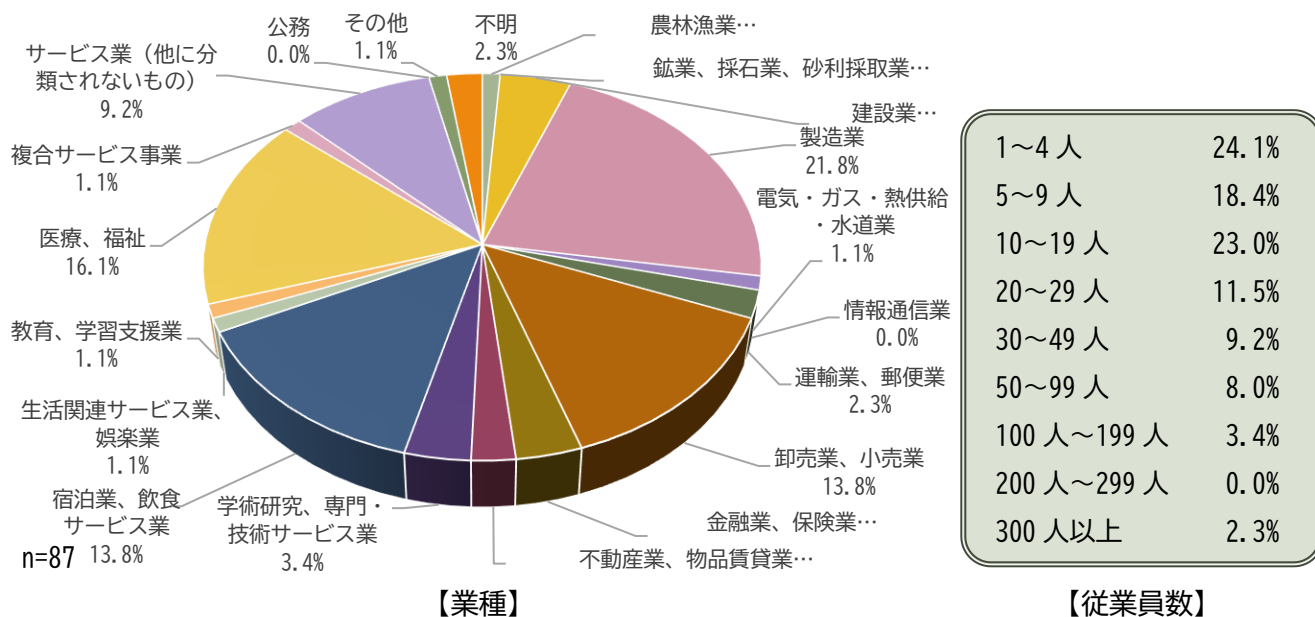
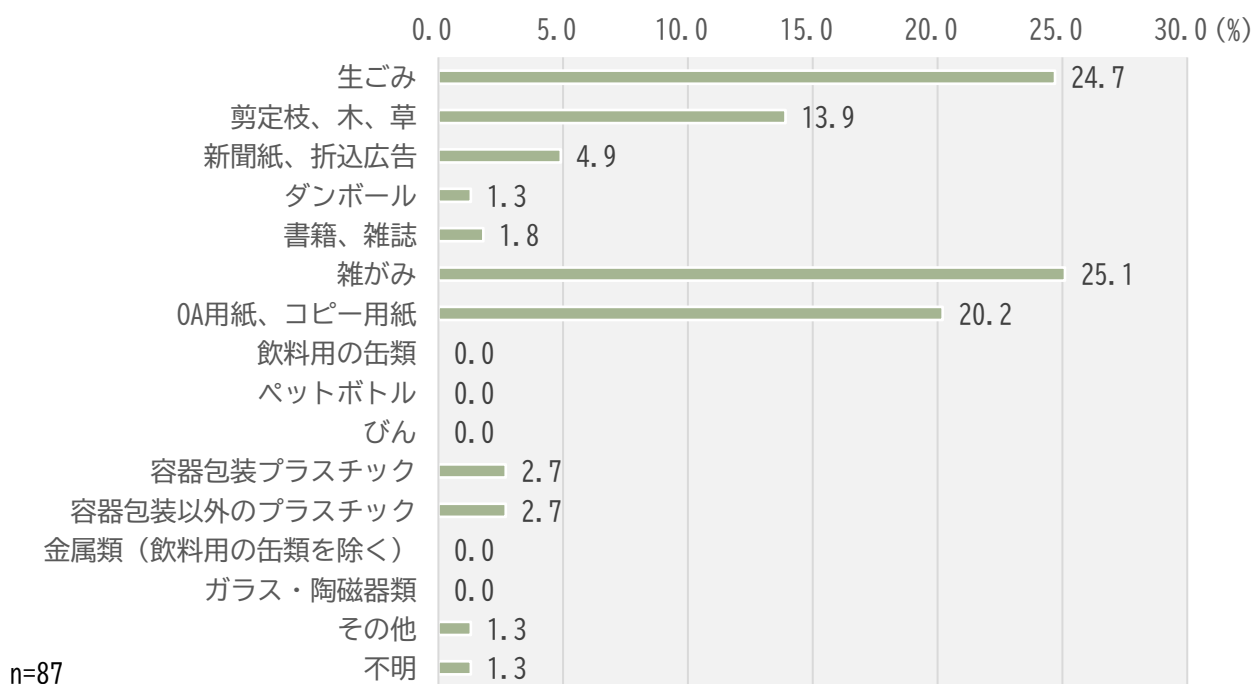


図 3-5-7 回答者の属性

(2) アンケート結果（抜粋）

①次の品目のうち、「可燃ごみ」として処理している品目をお答えください。（〇は、いくつでも可）



注)「その他」の主な回答には、紙おむつやシュレッダーダストがありました。

図 3-5-8 可燃ごみとして処理している品目について

- ・「雑がみ」が 25.1%と最も高く、次いで「生ごみ」が 24.7%、「OA 用紙、コピー用紙」が 20.2%と続いています。
- ・資源化が可能な「雑がみ」や「OA 用紙、コピー用紙」が可燃ごみとして多く排出されています。

②佐久市では、臼田地区の家庭から排出される生ごみを堆肥化していますが、もし事業所から排出される生ごみを、佐久市が堆肥化するサービスが提供されるならば、貴事業所では利用したいですか。(〇は、1つのみ)

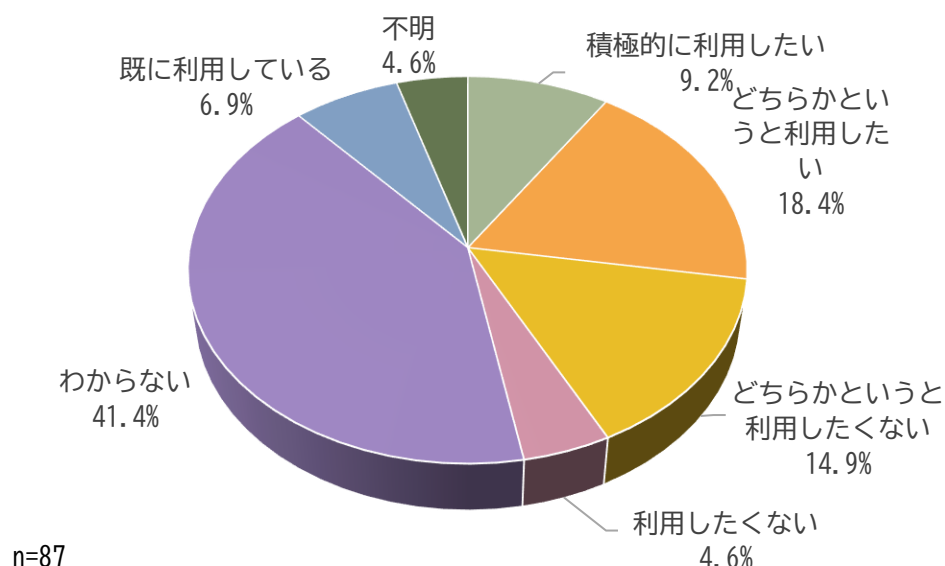


図 3-5-9 事業所から出される生ごみの堆肥化について

・「わからない」が 41.4%を占め、「積極的に利用したい」と「どちらかという利用したい」の合計は 27.6%となっています。

③ごみの減量化・資源化を推進するため、今後佐久市に何を期待しますか。(〇は、いくつでも可)

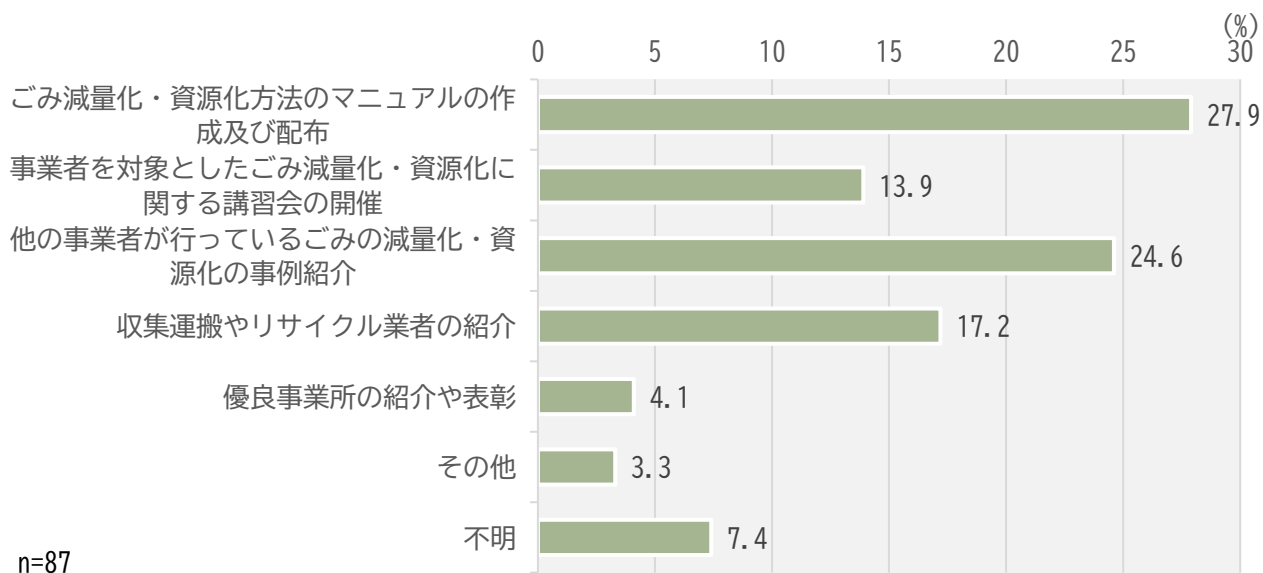


図 3-5-10 可燃ごみとして処理している品目について

・「ごみ減量化・資源化方法のマニュアルの作成及び配布」が 27.9%と最も高く、次いで「他の事業者が行っているごみの減量化・資源化の事例紹介」が 24.6%、「収集運搬やリサイクル業者の紹介」が 17.2%と続いています。

第6節 他自治体との比較

1 全国及び長野県との比較

令和4年度現在、長野県は全国で4番目に1人1日あたり排出量が少ない都道府県ですが、本市は、その長野県内でもさらに排出量の少ない自治体です。1人1日あたり排出量は、全国平均より210g、長野県平均より132g少ない、670g/人・日となっています。

リサイクル率は、焼却残渣を全量資源化していることから全国平均、長野平均と比較して高い水準にあります。

表 3-6-1 全国及び長野県との比較（令和4年度）

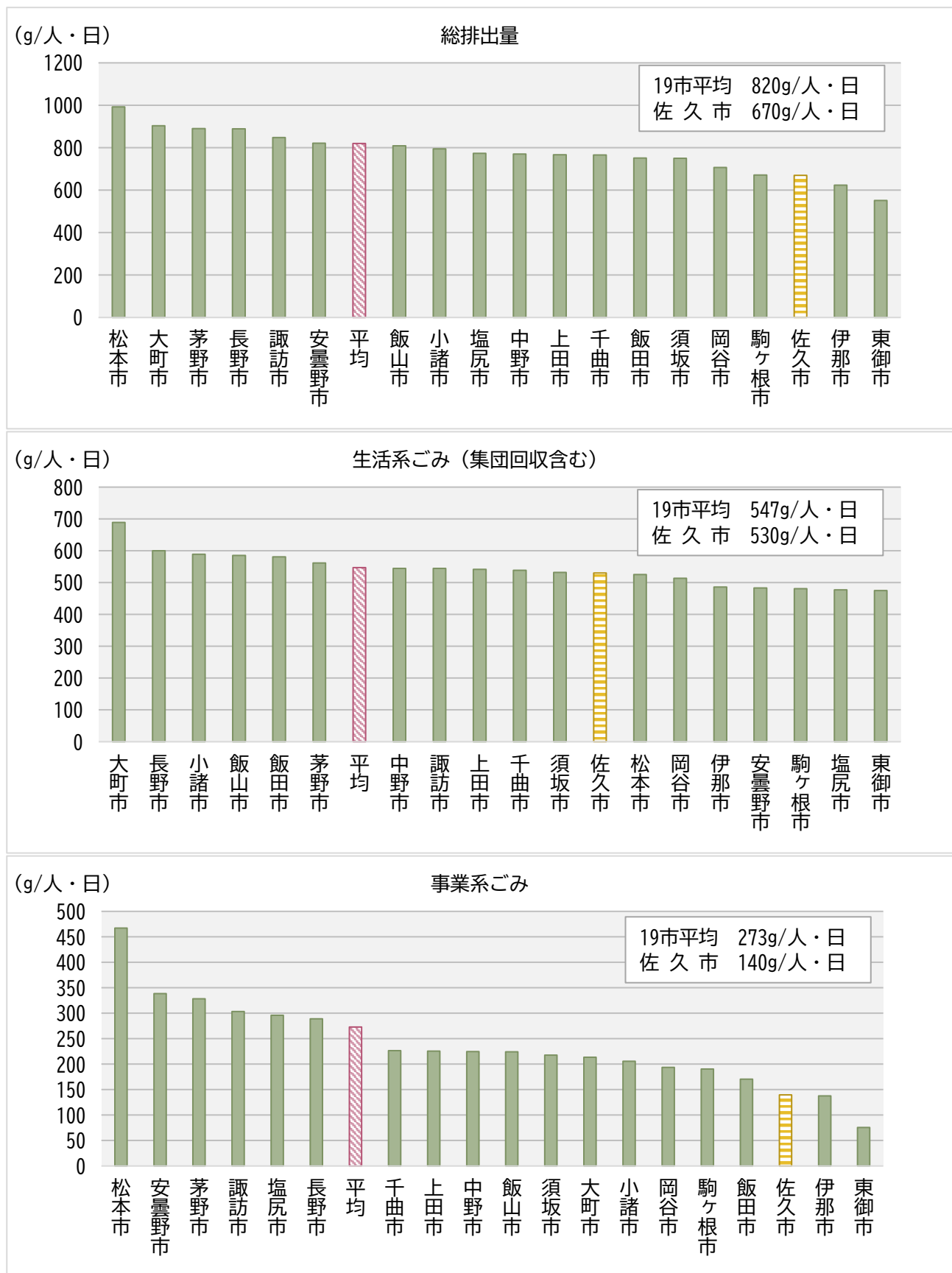
項目	単位	全国平均	長野県平均	佐久市
1人1日あたり排出量	g/人・日	880	802	670
生活系	g/人・日	620	545	530
事業系	g/人・日	260	257	140
リサイクル率	%	19.6	22.0	24.0

注）生活系ごみの1人1日あたり排出量には、集団回収が含まれています。

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

2 県内19市との比較

本市の1人1日あたり排出量は、長野県内の19市の中で3番目に少ない排出量で、19市の平均より、150g少ない排出量となっています。



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

図 3-6-1 長野県内 19 市との 1 人 1 日あたり排出量の比較（令和 4 年度）

第7節 計画目標の達成状況

一般廃棄物に係る令和6年度の数値目標は、事業系ごみの1人1日排出量、事業系可燃ごみの1人1日排出量、リサイクル率、最終処分量、最終処分率については、達成する見込みです。

一般廃棄物（ごみ）の排出量は、事業系ごみが11.9%減少したため、基準年度と比較して4.9%減少しました。しかし、数値目標を達成するためには、まだ1,000t/年程度の排出削減が必要であり、目標は未達成となる見込みです。一般廃棄物（ごみ）の排出量を1人1日あたりに換算した1人1日排出量も同様に未達成となる見込みです。

生活系ごみとそのうち可燃ごみは、減量化があまり進まなかったことに加え、埋立ごみの一部を可燃ごみとする分別区分の変更があったため、基準年度比で生活系ごみが1.5%の減少にとどまり、生活系可燃ごみが11.5%増加しました。これらも目標は未達成となる見込みです。

表 3-7-1 数値目標の達成状況

項目		単位	平成30年度 (基準年度)	数値目標 (令和6年度)	令和5年度			達成 状況
					実績値	対平成30 年度比(%)	数値目標 との比(%)	
減量化 目標	一般廃棄物 (ごみ)の排出量	t/年	24,074	21,843	22,894	▲4.9	4.8	未達成
	1人1日排出量	g/人・日	664.7	612.2	638.6	▲3.9	4.3	未達成
	うち生活系	g/人・日	508.6	464.5	501.1	▲1.5	7.9	未達成
	うち生活系 可燃ごみ	g/人・日	333.8	290.6	372.1	11.5	28.0	未達成
	うち事業系	g/人・日	156.1	147.7	137.6	▲11.9	▲6.8	達成
	うち事業系 可燃ごみ	g/人・日	149.4	140.5	126.8	▲15.1	▲9.8	達成
資源化 目標	リサイクル率	%	17.8	20.1	23.9	6.1 ^{注1)} ポイント	3.8 ^{注2)} ポイント	達成
最終処分量 の削減目標	最終処分量	t/年	2,995	2,588	545	▲81.8	▲78.9	達成
	最終処分率	%	12.4	11.8	2.8	▲9.6 ^{注1)} ポイント	▲9.0 ^{注2)} ポイント	達成

注 1) 令和5年度実績値と平成30年度実績値との差を示しています。

注 2) 令和5年度実績値と令和6年度数値目標との差を示しています。

第8節 ごみ処理行政の動向

1 主な法律の制定

(1) 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定
その他食品の削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的
に推進することを目的としています。

【法の制定】

- ・ 令和元年 5 月に成立、同年 10 月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・ 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及びその実施する責務を有している

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに
係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品
の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制
度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること
を目的としています。

【法の制定】

- ・ 令和 3 年 6 月に成立、令和 4 年 4 月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・ 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- ・ 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない

2 国の動き

(1) 国の廃棄物処理の目標

国は「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「①地域循環共生圏形成による地域活性化」「②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「③適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね令和 7 年までの国が講ずべき施策を示しています。

なお、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の目標値については、令和 2 年度を目標年度としていますが、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないとの理由から令和 2 年度に改定は行われませんでした。国は、令和 2 年度以降、「第四次循環型社会形成推進基本計画」等の目標を参考にして施策を進めるとしています。

表 3-8-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の目標

区分	指標及び数値目標
排出量	1人1日当たりのごみ排出量：約 850g/人・日（令和 7 年度） 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{注1)} ：約 440g/人・日（令和 7 年度） 事業系ごみ排出量：約 1,100 万 t（令和 7 年度）
リサイクル率	一般廃棄物の出口側の循環利用率：約 28%（令和 7 年度） ^{注2)}
最終処分量	一般廃棄物：約 320 万 t（令和 7 年度）

注 1) 家庭系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量） / 人口 / 365 日

注 2) 令和 5 年 6 月 30 日に環境省告示第 49 号が公布され、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の一般廃棄物の出口側の循環利用率の目標年度が令和 9 年度に変更されています。

（2）地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）では、2050 年でのカーボンニュートラル、2030 年度に 2013 年度比温室効果ガス排出量を 46%削減することを目指しています。

廃棄物分野における温室効果ガスの削減

ごみの焼却（CO₂、CH₄、N₂O）、ごみの埋立（CH₄）、中間処理施設での燃料や電気の使用（CO₂）、収集車等の走行（CO₂、CH₄、N₂O）等から温室効果ガスが発生します。廃棄物分野ではごみの焼却に伴い発生する温室効果ガスの排出量が多いため、一般廃棄物の削減、特にプラスチックごみの削減は、温室効果ガスの削減に大きな効果があります。

3 長野県の動き

（1）長野県廃棄物処理計画

長野県では、令和 3 年 4 月に、令和 7 年度を目標年度とする「長野県廃棄物処理計画（第 5 期）」を策定しています。この計画では、「つくる責任つかう責任を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～」を取組目標に掲げ、持続可能な生産消費形態を確保することを目指す SDGs のゴール 12「つくる責任つかう責任」を念頭に、4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進や食品ロスの削減などの取組を進めていく内容となっています。

表 3-8-2 長野県廃棄物処理計画（第 5 期）の目標値

区分	令和 7 年度 推計値	令和 7 年度 目標値	考え方
1人1日当たりのごみ排出量	807g	790g	事業系ごみの増加抑制とともに、新しい生活様式の実践に伴い懸念される生活系ごみの増加を抑制し、ごみ排出量の減少を目指す
うち、家庭系ごみ	406g	406g	新しい生活様式の実践に伴い懸念されるごみの増加を抑制し、R7 年度推計値の確実な達成を目指す
総排出量	595 千 t	583 千 t	1人1日当たりごみ口推計×年間日数
リサイクル率	19.6%	20.0%	現状の水準を目指す
最終処分量	47 千 t	47 千 t	R2 年度推計値 51 千 t から確実な達成を目指す

第9節 課題の抽出

1 可燃ごみの減量化

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、県内の平均を下回っておりますが、近年はごみ排出量の削減が進まず、令和6年度の数値目標の達成は難しい状況にあります。特に、生活系と事業系を合わせた可燃ごみについては、佐久平クリーンセンターでの受入上限（18,742t）が到達目前です。

2 生ごみの堆肥化

臼田地区では旧臼田町時代から引き続き、家庭や事業所から出る生ごみを「佐久市堆肥製産センター」で堆肥化しています。

臼田地区の家庭から出る生ごみの収集については、週2回実施されていますが、可燃ごみは週1回のみとなっています。他の地区では、可燃ごみの収集が週2回あり、生ごみを可燃ごみとして排出しています。臼田地区では他地区と比較して、生ごみの分別の手間を要し、可燃ごみの収集回数も少ない現状です。

また、「佐久市堆肥製産センター」は平成13年度から供用しており、20年以上稼働していることから施設の老朽化が進んでいます。一方で、生ごみを資源化するという循環型社会の形成に向けた重要な取組であるため、今後の在り方についてさまざまな面から検討を進めていく必要があります。

3 製品プラスチックの資源化

令和4年4月1日にプラスチック資源循環法が施行となり、自治体には、プラスチックの資源循環の促進を図ることを目的に製品プラスチックの資源化が求められていますが、現在、本市では製品プラスチックを可燃ごみとして収集し、焼却処理をしています。

今後、廃棄された製品プラスチックの分別収集や資源化について、検討を進めていく必要があります。

4 ごみ処理手数料の徴収

長野県内の多くの市では、40リットル袋〔可燃ごみ袋（大）相当〕のごみ袋に平均46円のごみ処理手数料を上乗せして販売しています（資源物を除く）。本市でも、令和5年度から可燃ごみと埋立ごみに対してごみ処理手数料を上乗せして販売する予定でしたが、物価の高騰を受け、ごみ処理手数料の徴収を延期しました。

ごみ処理手数料を上乗せしてごみ袋を販売することは、ごみの排出抑制、費用負担の公平性の確保及び資源化の推進などの観点から有効と考えられます。一方で、ごみ処理手数料の徴収には、隣接する市町村とのごみ袋の価格の違いに起因する越境ごみの問題や不法投棄の問題が懸念されます。また、市民に直接経済的な負担を求めるため、市民の理解と協力が不可欠です。

これらの課題を踏まえ、ごみ処理手数料の金額や徴収の実施時期について、検討を進めていく必要があります。

5 雑びんの回収方法

本市では雑びんを「無色透明」「茶色」「その他の色」の3色に分け、指定袋に入れてごみステーションへ出すことにしています。この排出方法はびんが袋に溜まるまでに期間を要することから、少量であっても雑びんを出すことができる対応の検討を進めていく必要があります。

6 効果的な啓発方法の検討

アンケート結果では、若い世代ほど、ごみ問題やリサイクルへの関心が低い傾向がありました。ごみを減量化するためには、市民の協力が不可欠です。ライフスタイルを見直し、環境に配慮した行動を主体的に実践してもらう必要があります。そのためには、ごみ処理に興味を持ち、理解を深めてもらう必要があることから、効果的な啓発方法の検討や環境学習の重要性が増しています。

7 排出困難世帯へのごみ出し支援

高齢化の進行により、介護を必要とする方が増えるなど、ごみの分別やごみ出しの支援が必要な方の増加が想定されます。

市では、独り暮らしの高齢者、高齢者世帯及び高齢者と障がい者のみの世帯で、家庭ごみをごみステーションまで搬出することが困難な方に対し、家庭ごみの回収を行っています。

望ましい支援の在り方や方法等について、関係部署とともに検討を進めていく必要があります。

8 不法投棄対策

山林、河川、道路等への不法投棄が後を絶たない状況にあります。本市では、市職員や環境美化巡視員によるパトロール、啓発看板の設置等を行っています。今後、監視体制を継続するとともに、悪質な不法投棄に対しては、警察と連携し、厳正に対処していく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念と目指す将来像

1 基本理念

かつて大量生産・大量消費に依存し、資源を無駄にするライフスタイルであった時期がありました。しかし、このような生活様式は地球温暖化や環境負荷の増大を招いてしまいました。これらの問題を解決するためには、持続可能な社会への転換を進めていく必要があります。持続可能な社会の実現には、社会全体が協力し、循環型社会のあるべき姿を追求することが不可欠です。

現在、市民、地域、事業者、そして行政がそれぞれ自覚を持ち、「みんなでごみを減らす」という認識を共有しつつあります。しかし、さらなる取り組みが必要です。ごみの分別を徹底し、減量化と資源の循環利用を一層推進していくことが求められています。

今後は、市民や事業者に対してごみの減量化や資源化に関する啓発を強化し、市民と事業者の協力を得ながら、循環型社会の実現を目指します。これにより、環境への負荷を低減し、持続可能で住みよいまちを作り上げていきます。

このような背景を踏まえ、「ごみ減量化と資源化を進め、環境にやさしい持続可能で住みよいまちを目指す ～市民、事業者、行政のパートナーシップで実現する～」を基本理念とし、施策・事業の展開を図ります。

【基本理念】

ごみ減量化と資源化を進め、環境にやさしい持続可能で住みよいまちを目指す
～市民、事業者、行政のパートナーシップで実現する～

2 目指す将来像

「第二次佐久市環境基本計画（改訂版）」では、市が目指す望ましい環境像を実現するための目標として、5つの基本目標を定めています。このうち、ごみ処理に関連する基本目標である「循環型社会の実現～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～」を本計画の目指す将来像として位置づけます。

ここで目指しているのは「ごみをまったく出さない」という状態ではなく、可能な限りごみの発生を抑制し、出されたごみを徹底的に循環利用することで、実質的にごみを出さないライフスタイルを目指すことです。

【目指す将来像】

循環型社会の実現
～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～

3 取組の方向性

(1) 市民

市民はごみの排出者であると同時に、持続可能な循環型社会の担い手でもあります。無駄なものを購入せず、環境にやさしい製品を選び、ごみは適切に分別して捨てることが求められています。また、地域の環境保全活動や環境学習に積極的に参加し、清潔な生活環境を維持するためにポイ捨てを防止し、地域の清掃活動に参加することが期待されています。

市民の取組

【ごみの発生抑制と有効利用の促進】

- ・すぐにごみになるようなものや、再利用しにくいものは買わない。
- ・環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使う。
- ・リサイクルの手間を惜しまない。
- ・ごみは正しく分別し、生ごみは水を切ってから出す。
- ・資源物を出すときは、市の回収に出し、地域の資源回収に積極的に協力する。
- ・食品ロスを出さないように配慮する。

【環境美化に向けた取組】

- ・市のごみのポイ捨てや不法投棄対策に協力する。
- ・地域の清掃活動に積極的に参加する。

(2) 事業者

事業者は廃棄物の排出者として、環境に配慮した事業活動を行う責任があります。廃棄物の適正な処理と循環利用を推進し、情報公開の透明性を高める努力が求められています。法令を遵守し、管理する土地や建物を清潔に保ち、市民と協力して地域の清掃活動に積極的に参加することが期待されています。

事業者の取組

【ごみの発生抑制と有効利用の促進】

- ・ごみと資源物は自らの責任で正しく処理し、なるべく出さないように努める。
- ・環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使う。
- ・すぐごみになるようなものや、再利用しにくいものは使わない。また、作らない。
- ・リサイクルできるものは主体的に回収する。
- ・食品ロスを出さないように配慮する。

【環境美化に向けた取組】

- ・市のごみのポイ捨てや不法投棄対策に協力する。
- ・地域の清掃活動に積極的に参加する。

(3) 行政

行政は地域の取組のコーディネーターとして、市民や事業者に対して環境負荷の少ないライフスタイルを推奨し、行動を促します。自らも率先してごみの分別を徹底し、持続可能な循環型社会の実現に向けて行動します。また、3Rの取組を推進し、残るごみは適切に処理するための体制を充実させます。

行政の取組

【ごみの発生抑制に向けた普及、啓発】

- ・市広報紙やホームページ、パンフレット、ポスターを活用し、ごみを減らすための情報を市民や事業者を提供する。
- ・資源循環に配慮した事業活動やグリーン購入※の重要性、発生抑制を実現するための工夫等について、普及・啓発を行う。
- ・フリーマーケットやリサイクルショップ、フリマアプリの利用による再使用を促進する。

※ 買い物のときに、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを購入すること。

【分別排出、収集の徹底】

- ・ごみの分け方や出し方などの情報をわかりやすく市民・事業者を提供する。

【資源化推進のための仕組みづくり】

- ・ごみをきちんと分別し、不要なものを再使用、再生利用するための仕組みをつくる。
- ・地域の資源回収活動を推進する。

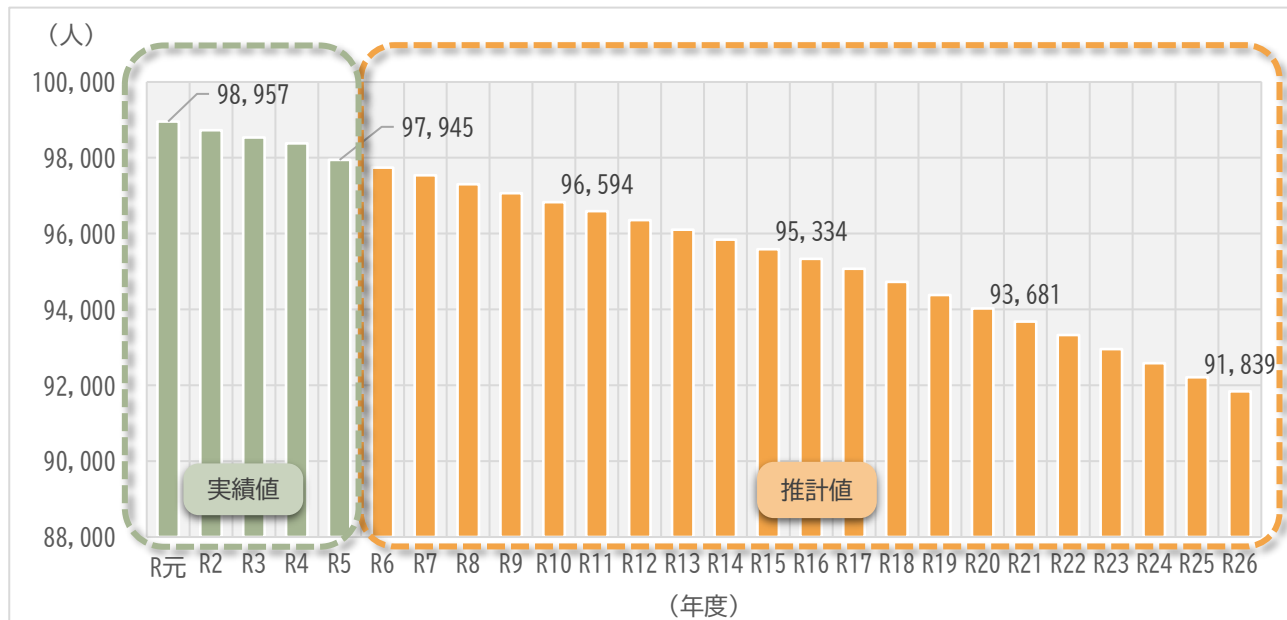
【適正な処理体制の整備、充実】

- ・収集時間や収集ルートを見直すなど収集運搬方法の合理化を検討する。
- ・高齢者等のごみ排出困難者の支援や、高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策の検討など、地域が抱える課題に対応するための処理体制を構築する。

第2節 ごみの排出量の見込み

1 将来人口

ごみ排出量の予測に使用する将来人口は、「令和元年度改訂版佐久市人口ビジョン」（令和2年3月）の推計結果を基に設定します。本計画の目標年度である令和26年度に、人口が91,839人となる見込みです。



注) 各年度10月1日現在。

出典:「令和元年度改訂版佐久市人口ビジョン」

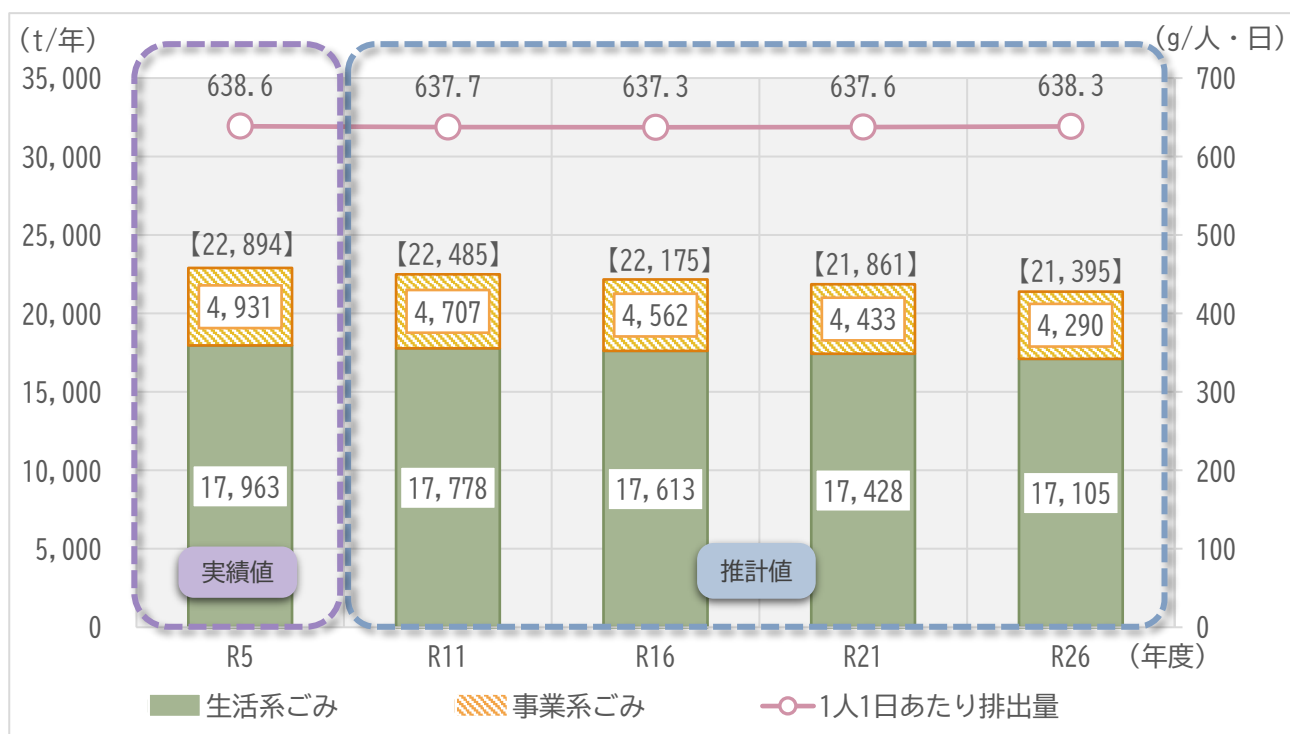
図4-2-1 将来人口の推移

2 ごみ排出量の見込み

現状のまま推移した場合※（以下「現状推移」といいます。）、1人1日あたり排出量は横ばいで推移しますが、人口が基準年度と比較して最終目標年度には6,106人減少するため、令和26年度にはごみ総排出量は1,499t/年減少し、ごみ総排出量は21,395t/年となる見込みです。また、生活系ごみ排出量は17,105t/年、事業系ごみ排出量は4,290t/年となる見込みです。

令和26年度の種類の排出量は、可燃ごみは16,968t/年、埋立ごみは623t/年、資源物は3,804t/年となる見込みです。

※現状の取組や施策を変更しない場合の予測です。過去の傾向をもとに、現状が続くと仮定し、将来の見通しを立てています。



注) 【】内は、総排出量を示しています。

図 4-2-2 排出源別排出量の推移（現状推移）

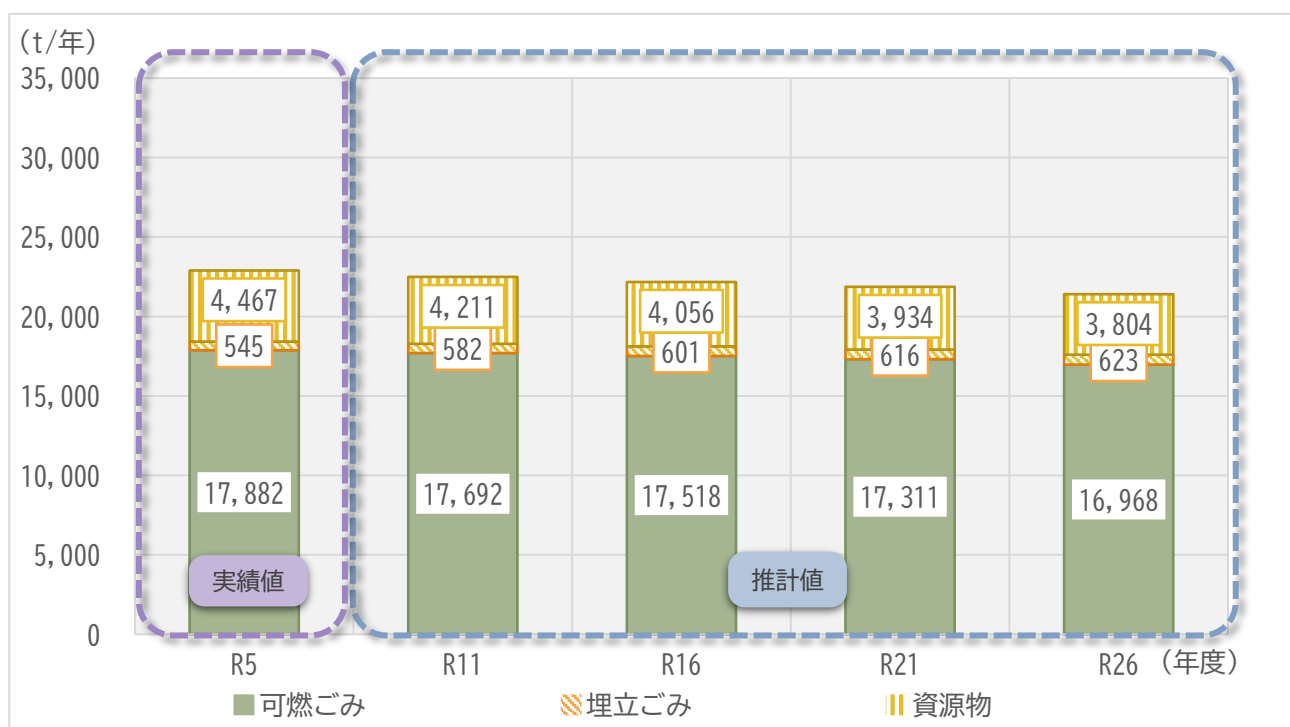


図 4-2-3 種類別排出量の推移（現状推移）

表 4-2-1 ごみ排出量の推移（現状推移）

区分	単位	実績値	推計値				
		令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標年度)	令和16年度 (中間目標年度)	令和21年度 (中間目標年度)	令和26年度 (最終目標年度)	
人口	人	97,945	96,594	95,334	93,681	91,839	
ごみ総排出量	t/年	22,894	22,485	22,175	21,861	21,395	
生活系ごみ	生活系ごみ	t/年	17,963	17,778	17,613	17,428	17,105
	可燃ごみ	t/年	13,338	13,398	13,380	13,306	13,110
	埋立ごみ	t/年	543	578	598	613	620
	資源物	t/年	4,082	3,802	3,635	3,509	3,375
	事業系ごみ	t/年	4,931	4,707	4,562	4,433	4,290
	可燃ごみ	t/年	4,544	4,294	4,138	4,005	3,858
	埋立ごみ	t/年	2	4	3	3	3
	資源物	t/年	385	409	421	425	429
1人1日あたり排出量	g/人・日	638.6	637.7	637.3	637.6	638.3	
生活系ごみ	生活系ごみ	g/人・日	501.1	504.2	506.2	508.3	510.3
	可燃ごみ	g/人・日	372.1	380.0	384.5	388.1	391.1
	埋立ごみ	g/人・日	15.1	16.4	17.2	17.9	18.5
	資源物	g/人・日	113.9	107.8	104.5	102.3	100.7
	事業系ごみ	g/人・日	137.6	133.5	131.1	129.3	128.0
	可燃ごみ	g/人・日	126.8	121.8	118.9	116.8	115.1
	埋立ごみ	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	資源物	g/人・日	10.7	11.6	12.1	12.4	12.8
可燃ごみ排出量	t/年	17,882	17,692	17,518	17,311	16,968	
リサイクル率	%	23.9	23.2	22.8	22.5	22.3	

第3節 数値目標

本計画で定める施策に取り組むことにより、以下の数値目標の達成を目指します。

表 4-3-1 数値目標

項目	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標年度)	令和16年度 (中間目標年度)	令和21年度 (中間目標年度)	令和26年度 (最終目標年度)
①総排出量	22,894t/年	22,068t/年 【▲1.9%】	21,539t/年 【▲2.9%】	21,108t/年 【▲3.4%】	20,534t/年 【▲4.0%】
②可燃ごみ排出量	17,882t/年	17,020t/年 【▲3.8%】	16,626t/年 【▲5.1%】	16,306t/年 【▲5.8%】	15,865t/年 【▲6.5%】
③1人1日あたり排出量	638.6g/人・日	625.9g/人・日 【▲1.9%】	619.0g/人・日 【▲2.9%】	615.6g/人・日 【▲3.5%】	612.6g/人・日 【▲4.0%】
④生活系ごみ	501.1g/人・日	493.0g/人・日 【▲2.2%】	489.1g/人・日 【▲3.4%】	488.1g/人・日 【▲4.0%】	486.9g/人・日 【▲4.6%】
⑤生活系可燃ごみ	372.1g/人・日	361.5g/人・日 【▲4.9%】	360.1g/人・日 【▲6.3%】	360.5g/人・日 【▲7.1%】	360.5g/人・日 【▲7.8%】
⑥事業系ごみ	137.6g/人・日	132.9g/人・日 【▲0.4%】	129.9g/人・日 【▲0.9%】	127.5g/人・日 【▲1.4%】	125.7g/人・日 【▲1.8%】
⑦事業系可燃ごみ	126.8g/人・日	121.2g/人・日 【▲0.5%】	117.7g/人・日 【▲1.0%】	115.0g/人・日 【▲1.5%】	112.8g/人・日 【▲2.0%】
⑧リサイクル率	23.9%	24.6% 【1.4ポイント】	24.3% 【1.5ポイント】	24.2% 【1.6ポイント】	24.0% 【1.6ポイント】

注) 【 】内は、現状推移(表 4-2-1)に対する増加または減少割合を示しています。ただし、リサイクル率については、現状推移との差を示しています。

～ 家庭から出る可燃ごみを削減するために ～

生活系可燃ごみの1人1日あたり排出量の数値目標(令和26年度)は、360.5g/人・日です。目標を達成するためには、令和5年度より1人1日あたり11.6gの可燃ごみを削減しなければなりません。ごみを減らすため、日々の暮らしの中で、できることから始めましょう！

可燃ごみの削減の例

取組例	削減効果
マイバッグ、マイボトルの利用	レジ袋(LLサイズ)1枚 約8～10g 飲料用ペットボトル(500mL)1本 約20～30g
雑がみの分別、資源化	ティッシュの箱 約30g お菓子や食品の箱 約15～20g
食品ロスの削減(「買いすぎない」「使いきる」「食べきる」の実践)	お茶碗1杯分のご飯 約150g、ご飯軽く一口 約10g
水切りの実践	本市の1人1日あたりの可能な水切り量 6g ^{注)}

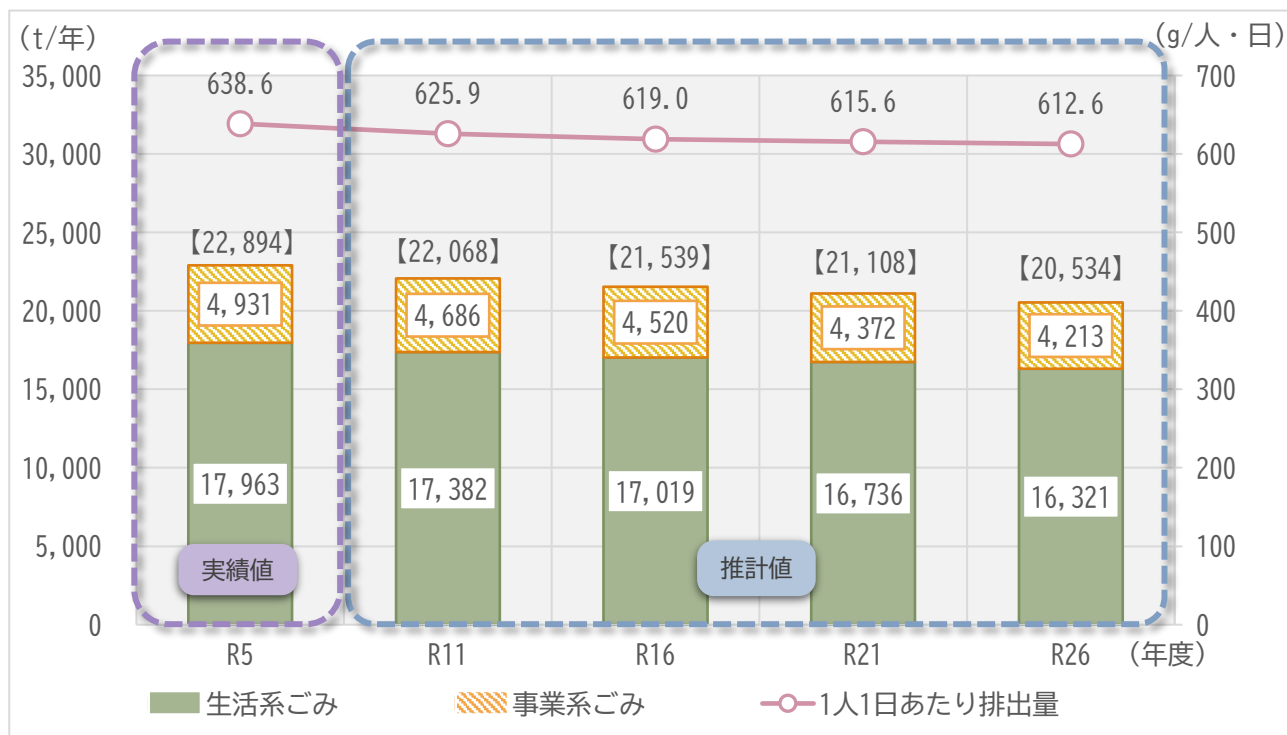
注) 本市の1人1日あたりの生ごみの排出量は114.3gです。生ごみを水切りすることで水分を5%減量化できるとすると、約6gの削減効果が期待できます。

第4節 目標達成時の推計

1 ごみ排出量の見込み（目標達成ケース）

目標達成ケース※のごみ排出量は、以下のとおりです。

※目標を達成するため、必要な施策や取組を実施した場合の予測です。



注) 【】内は、総排出量を示しています。

図 4-4-1 排出源別排出量の推移（目標達成ケース）

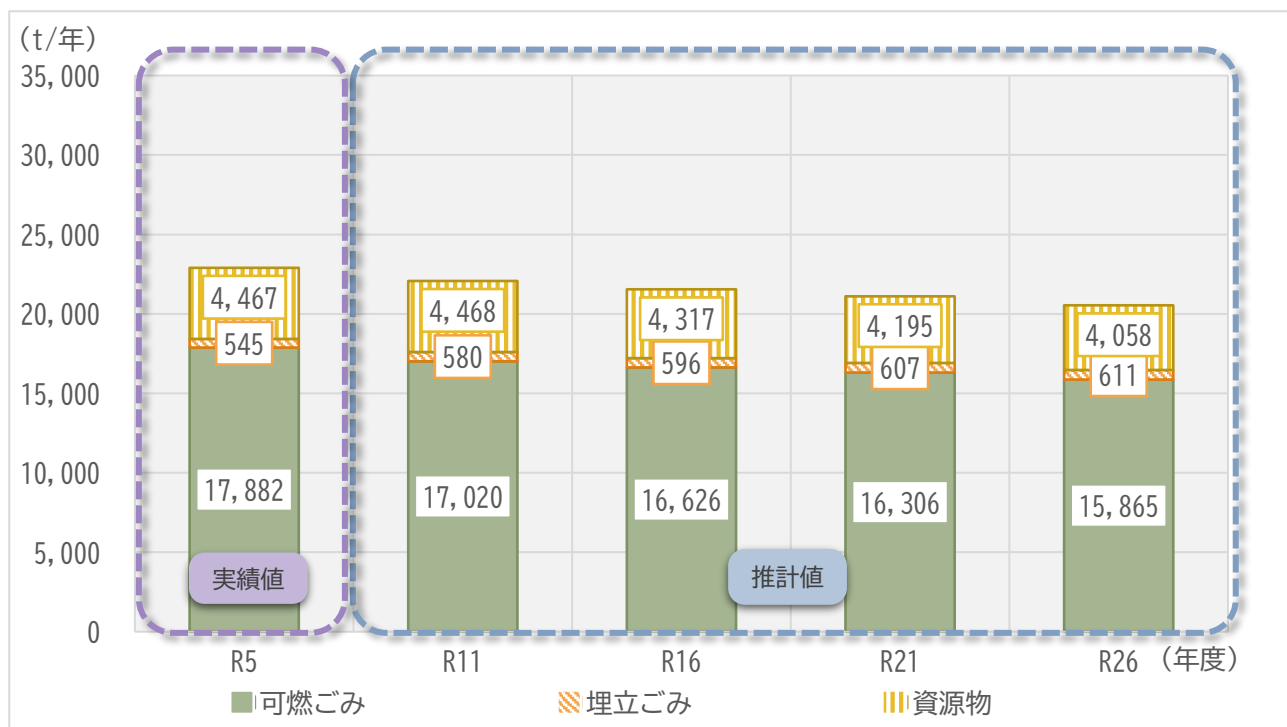


図 4-4-2 種類別排出量の推移（目標達成ケース）

表 4-4-1 ごみ排出量の推移（目標達成ケース）

区分	単位	実績値	推計値				
		令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標年度)	令和16年度 (中間目標年度)	令和21年度 (中間目標年度)	令和26年度 (最終目標年度)	
人口	人	97,945	96,594	95,334	93,681	91,839	
ごみ総排出量	t/年	22,894	22,068	21,539	21,108	20,534	
生活系ごみ	t/年	17,963	17,382	17,019	16,736	16,321	
	可燃ごみ	t/年	13,338	12,747	12,530	12,362	12,084
	埋立ごみ	t/年	543	576	593	604	608
	資源物	t/年	4,082	4,059	3,896	3,770	3,629
	事業系ごみ	t/年	4,931	4,686	4,520	4,372	4,213
	可燃ごみ	t/年	4,544	4,273	4,096	3,944	3,781
	埋立ごみ	t/年	2	4	3	3	3
	資源物	t/年	385	409	421	425	429
	1人1日あたり排出量	g/人・日	638.6	625.9	619.0	615.6	612.6
生活系ごみ	g/人・日	501.1	493.0	489.1	488.1	486.9	
	可燃ごみ	g/人・日	372.1	361.5	360.1	360.5	360.5
	埋立ごみ	g/人・日	15.1	16.3	17.0	17.6	18.1
	資源物	g/人・日	113.9	115.1	112.0	109.9	108.3
	事業系ごみ	g/人・日	137.6	132.9	129.9	127.5	125.7
	可燃ごみ	g/人・日	126.8	121.2	117.7	115.0	112.8
	埋立ごみ	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	資源物	g/人・日	10.7	11.6	12.1	12.4	12.8
	可燃ごみ排出量	t/年	17,882	17,020	16,626	16,306	15,865
リサイクル率	%	23.9	24.6	24.3	24.2	24.0	

第5節 目標達成のための施策

1 発生抑制の推進

関連する SDGS						
--------------	---	---	---	---	--	---

(1) 食品ロスの削減

⇒第5章の「第4節具体的な施策」(P73 参照)

(2) 生ごみ減量化の推進

家庭から出る可燃ごみの中で、生ごみは全体の3割を占めています。この生ごみの約8割は水分です。この水分を減らすことで、ごみの量を大幅に削減することが可能です。そのため、生ごみの水切りを積極的に啓発していきます。

さらに、家庭で発生する生ごみの減量を促進するために、生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費用に対する補助金を交付し、生ごみの減量と堆肥化を推進します。

(3) プラスチックごみ削減の推進

プラスチック製品の提供者である事業者とそれを利用する市民に対し、プラスチックごみの削減に関する啓発を行い、その削減を推進します。

【主な取組】

- 海洋プラスチック問題の啓発
- マイバッグの利用促進によるレジ袋の削減
- マイボトルの利用促進によるペットボトルの削減
- ストローやカップなど、使い捨てプラスチックの利用見直しの啓発
- 長野県が推進している「信州プラスチックスマート運動」との連携

(4) 生活系ごみの処理手数料徴収の実施

ごみ処理手数料を上乗せしてごみ袋を販売することは、ごみの排出抑制、費用負担の公平性の確保及び資源化の推進などの観点から有効と考えられます。

これらの課題を踏まえ、ごみ処理手数料の金額や徴収の実施時期について慎重に検討を進め、市民に対して丁寧な説明を行っていきます。

(5) 過剰包装の削減

販売されている商品の中には、過剰に包装されているものが少なくありません。この過剰な包装は、最終的にはごみとなって捨てられています。市では、市内の小売店舗等に簡易包装への協力を求めています。

2 再使用の推進

関連する
SDGS



(1) リユースを実践できる環境整備

市民や事業者が再生品を積極的に活用できるよう、市内のリサイクルショップ等の再使用ルートに関する情報を提供します。さらにインターネット上で個人間の物品売買を行えるフリーマーケットのようなスマートフォン用アプリ（フリマアプリ）の利用方法を紹介します。

3 再生利用の推進

関連する
SDGS



(1) 雑がみの分別の推進

市民アンケートによると、市民の2割が雑がみを可燃ごみとして出していることがわかりました。紙類の中でも資源として排出することが市民に十分に浸透していない雑がみについて、パンフレットや説明動画を作成し、市民に対する分別の啓発を推進していきます。

(2) 雑びんの分別の推進

本市では雑びんを「無色透明」「茶色」「その他の色」の3色に分け、指定袋に入れてごみステーションへ出すことにしています。この排出方法はびんが袋に溜まるまでに期間を要することから、少量であっても雑びんを容易に排出することができる対応の検討を進めます。

(3) 今後の生ごみ堆肥化の検討

臼田地区では、家庭から排出される生ごみを「佐久市堆肥製産センター」で堆肥化する取り組みを行っています。この取り組みは、生ごみを資源化し、循環型社会の形成に寄与する重要な施策です。

しかし、臼田地区では他の地区と比べて可燃ごみの収集回数が少なく、分別の手間も増えています。また、堆肥製産センターの老朽化も課題となっています。今後、さまざまな観点から分析を進め、堆肥化のあり方や施設について検討します。

(4) 製品プラスチックの資源化

製品プラスチックの資源化に向けて、処理ルートや回収方法、分別変更の時期について、検討を進めます。

(5) 区・学校などによる資源回収の推進

区や学校では、資源回収を行っています。これは、資源の大切さ、環境美化及び環境保全に対する意識の育成など環境学習としての側面があります。また、資源回収による収益は、子どもたちの学校生活や教育活動の充実に役立てられています、今後も資源回収の促進を図ります。

(6) 市収集以外の資源物排出量の把握

民間事業者による回収ボックスやスーパー等の店頭回収、学校などの資源物回収により、リサイクルが進んでいます。市では、引き続きリサイクルの実態を把握し、リサイクルの実効性を高めます。

4 事業系ごみの3Rの推進



(1) 食品ロスの削減

⇒第5章の「第4節具体的な施策」(P73 参照)

(2) 事業系古紙の回収促進

また、事業系のリサイクル可能な紙類は、「佐久平クリーンセンター」への搬入を禁止しています。市ホームページなどで、古紙の受入を行っている事業者を紹介し、事業所を訪問して、直接指導を行い、リサイクル可能な紙類の資源化を徹底するよう依頼します。

(3) 事業系生ごみの堆肥化の推進

市内で生ごみの発生が多い事業者の一部から排出される生ごみを、「佐久市堆肥製産センター」で堆肥化しています。さらに、ほかの事業者についても生ごみの堆肥化の実施に向け、交渉を進めます。

(4) 給食施設や病院など公共施設から出る生ごみ堆肥化の継続

「佐久市堆肥製産センター」では、学校給食センター、保育園などの給食施設、病院などの公共施設から排出される生ごみの堆肥化を継続します。

(5) 事業系ごみ袋(処理手数料)の価格の検討

事業系ごみの処理手数料は、実際の処理コストに応じて設定することで、ごみ処理にかかる費用を事業者から適切に回収することができます。また、ごみの減量化や資源化の促進にもつながります。これらの点を踏まえ、処理手数料の見直しの検討を行います。

(6) 廃棄物減量化計画の作成

「佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」では、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出す

る事業者は、「廃棄物処理申請書」の提出が義務付けられているため、申請書の提出を厳守させます。

また、一定規模以上の排出事業者（市内の事業者のうち、排出量が上位 50 社）に対しては、「廃棄物減量化計画」の作成を依頼し、減量化の推進に努めます。

（7）事業系ごみの実態把握のための実地検査の強化

事業系ごみの排出状況を把握するため、ごみ処理施設におけるごみ袋の開封調査や事業所を訪問しての実地検査などの調査回数を増やします。また、再三の指導を受けても改善されない悪質なケースには、受入制限などの対策を検討します。

5 情報提供、普及・啓発

関連する SDGS	2 飢餓をゼロに 	4 質の高い教育をみんなに 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを 豊かに 	17 パートナリシップで 目標を達成しよう 
--------------	---	--	---	---	---	--	--

（1）ごみに関するわかりやすい情報発信

市民や事業者向けに、市の環境施策やごみの分別方法に関する情報をわかりやすく提供します。情報は視覚的に理解しやすい形式とし、各種媒体を活用してきめ細やかに情報発信を行います。

表 4-5-1 情報提供に使用する媒体

媒体	内容
説明動画	ごみの分別方法を解説する動画を作成し、視覚的に理解しやすい形で提供します。
広報紙	定期的に発行される広報紙に、ごみ分別の特集やお知らせを掲載し、市民への周知を図ります。
市ホームページ	最新のごみ分別情報やお知らせを掲載し、いつでもアクセスできる形で情報を提供します。
事業系ごみの処理マニュアル	事業者の適正排出の徹底を図るため、事業系ごみの適切な処理方法や分別の手順などの必要な情報を示したマニュアルを配布します。

（2）佐久市 LINE 公式アカウントの活用による情報提供

アンケートによると、「佐久市 LINE 公式アカウント」は 33.2%の市民に利用されていますが、ごみに関する市の取組やごみの出し方などの情報を得る手段としては、十分に浸透しているとは言えない状況です。

このため、「佐久市 LINE 公式アカウント」でごみに関する情報を入手可能であることを周知するとともに、発信する情報の充実を図ります。特に、若い世代への情報提供を強化し、ごみ出しのルールや市の環境施策についての理解を促進していきます。

(3) 普及啓発の充実

市民が自発的に取り組むよう促すため、資源循環や環境問題に対する関心が低い人々にも関心を高めてもらう方策を検討し、市民全体の環境意識の向上を図ります。特に、若い世代の関心を高めるための施策に注力します。

【主な取組】

- 資源循環や環境問題への関心を高めるための方策の検討
- リサイクルの流れや製品への利用例の紹介
- 出前講座の実施

(4) 環境教育の充実

子どもたちは小学4年生の社会科で廃棄物処理施設の見学を通じて、廃棄物の処理と自分たちの生活との関わりについて学習しています。また、食べ残しの削減などの環境教育も行っています。

今後も環境教育を継続し、子どもたちが家庭でのごみの分別や食べ残しの削減に関心を持ち続け、家族や地域全体の環境意識向上に貢献できるような環境保全の担い手となることを目指します。

【主な取組】

- 市内の小学4年生を「わが家のエコ課長」に委嘱
- 廃棄物処理施設の見学
- 出前講座の実施

6 環境美化活動の推進

関連する
SDGS



(1) ポイ捨て、不法投棄の防止

「佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例」に基づき、ポイ捨てや不法投棄、犬の糞の放置、落書きなどを規制するために、計画的な監視体制を整え、地域の環境美化を一層推進します。

市職員や環境美化巡視員によるパトロールを強化し、市内自治会や佐久市衛生委員会の協力を得て、不法投棄の未然防止と早期発見に努めます。悪質な不法投棄に対しては、警察などと連携し、厳正に対処します。

(2) 地域の清掃活動への参加

本市では、環境月間である6月の第1日曜日に市内一斉清掃を実施しています。この活動に加え、市内全域で地域のごみ片付けを行い、環境美化に取り組んでいきます。

7 収集・運搬

関連する SDGS	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
--------------	--------------------------	----------------------	-------------------	---------------------	--------------------------

(1) 環境に配慮した収集運搬体制の構築

本市の一般廃棄物の収集運搬業務は、現在の委託業者および許可業者によって行われています。この収集運搬体制を維持しつつ、安全性の確保と衛生面の向上を図ります。委託業者及び許可業者に対し、エコ運転など環境に配慮した収集運搬作業を指導します。

また、ごみの収集運搬作業の効率を高め、環境負荷を低減するために、収集時間やルートなどの収集運搬方法を合理化します。随時検討や是正を行い、より効率的な収集運搬体制を構築します。

(2) ごみステーションの配置の検討

人口が増加している地域や減少している地域では、ごみステーションの不足やごみ収集の非効率な状態が発生しています。このため、ごみステーションの新設や廃止を検討し、収集ルートの変更を含めた調査を進めます。

(3) ごみステーションの維持管理

区長や衛生委員会を中心に、ごみステーションの適正な管理を強化し、地域全体でのごみの分別徹底を推進します。また、ごみの収集時には、不適正な排出に警告シールを貼るなどして、分別排出の徹底を図ります。

最近では、生活スタイルの多様化やコミュニティ意識の希薄化により、排出違反などの問題が発生しています。このため、区域内の維持管理に協力を依頼するとともに、他地区での成功事例を紹介し、ごみ出しパンフレットや関連する出前講座などを通じて、啓発活動を行います。

また、各区の区長からの要望や利用者の声に応じて、ごみステーションの適正化を進めていきます。

8 中間処理

関連する SDGS	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を
--------------	--------------------------	----------------------	-------------------	---------------------

(1) 中間処理施設の適正な維持管理

排出された廃棄物を適正に処理し、良好な環境を維持するために、各設備の適切な維持管理を継続します。

(2) 中間処理施設の長寿命化と環境負荷の低減

中間処理施設の適正な運転管理と定期点検整備、適時の延命化対策により、施設の長寿命化を図ります。また、環境への負荷を減らし、持続可能な社会の構築に貢献するため、温室効果ガスの発

生抑制やエネルギー消費の低減、資源の有効利用を図ります。

「佐久市堆肥製産センター」は平成 13 年度に供用を開始し、稼働から 20 年以上が経過しています。施設の老朽化が進んでいるため、今後の方針を検討します。

9 最終処分

関連する SDGS	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 
--------------	---	---	--	--

(1) 最終処分場の適正管理

埋立完了までの搬入管理や維持管理など、施設の適正な運営を継続するとともに、埋立ごみの削減を啓発し、残余容量の確保に努めます。埋立完了後には、最終覆土の施工や施設の適正な管理を実施します。また、水処理施設については、適切に維持管理を行い、より合理的な処理方法についても調査を進めます。

(2) 最終処分場の将来計画

最終処分場への埋立ごみの搬入量と残余容量を踏まえると、残余年数に余裕があるため、災害廃棄物の受け入れについても、検討を進めます。

10 その他検討すべき事項

関連する SDGS	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 	17 パートナリプで 目標を達成しよう 
--------------	---	--	--	---

(1) ごみ処理の広域連携

「佐久平クリーンセンター」が整備され、この施設で可燃ごみの共同処理が行われています。本市が保有する中間処理施設及び最終処分場に加え、本市が加入する一部事務組合の中間処理施設における共同処理について、長期的な観点から処理の最適化を図ります。

(2) ごみステーションに出せないごみ等への対応

市では、指定袋に入らない大型のごみや資源物（可燃ごみ及び埋立ごみはうな沢第 2 最終処分場へ直接搬入可能）及び市で処理できないごみについて、民間の一般廃棄物処理業者に依頼し、適正な処理処分を行っています。これらの適正な処理処分が今後も市民や事業者によく認知されるよう、市のホームページや市広報紙などで普及啓発を行っていくほか、事業者の自主回収を促します。

また、エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、パソコンなど、家電リサイクル法や資源有効利用促進法に基づく各業界の自主回収や再資源化の取り組みについても、市民や事業者へ PR し、積極的に推進していきます。さらに、指定袋に入らないごみなどや小型家電については、うな沢第 2 最終処分場に直接搬入できることを市のホームページや市広報紙などで広く周知し、これらの処理方法についても普及啓発を行います。

表 4-5-4 市で処理できないごみ

●家具類(スプリングマットレス、姿見鏡、ベッド、タンス、ソファ、机等)
●建築廃材(トタンや樹脂製の波板、断熱材、塩ビ管、サッシ等)
●金属類(自転車、スチール棚等)
●木材
●魔法びん(内側がガラスコーティングされているもの)
●自動車部品(タイヤ、ホイール等)
●電気あんか、ホットカーペット、電気毛布
●家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)

(3) 排出困難世帯への対応

市では、高齢者世帯などのごみの排出が困難な世帯が増加していることから、「家庭ごみ等収集支援事業」を実施しています。この事業では、独り暮らしの高齢者、高齢者世帯、高齢者と障がい者のみの世帯の中で、家庭ごみを市の収集指定場所まで搬出することが難しい方々を対象に、家庭ごみの回収と安否確認を行っています。令和4年度からは、この対象者に対して粗大ごみの収集支援事業も開始しています。制度の周知を徹底し、利用を促進します。

さらに、高齢者等の見守りやごみの出し方などの地域支援を推進しつつ、福祉部局との協議を進め、現行の「家庭ごみ等収集支援事業」の利用状況を評価し、委託業者によるごみの回収や、地域団体への支援金交付などを検討します。その際には、他自治体の取り組み事例を参考にして、今後の支援体制の強化を図ります。

(4) 市外からの転入者・移住者などへの対応

市民の間ではごみの分別が定着してきている一方で、市外からの転入者や移住者などからは、分別が難しいという声もあります。ごみの種類が多様化する中で、分別方法が理解しやすい情報の提供を検討し、適切なごみの分別を促進し、さらにはごみの削減を推進していきます。

(5) 高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策

介護が必要な高齢者の増加に伴い、紙おむつの排出量が増加する見込みです。今後も、汚物を適切に処理した上で紙おむつを廃棄するよう周知し、また、メーカーなどによる紙おむつのリサイクルに関する最新の技術動向を注視していきます。

(6) 災害廃棄物処理計画の見直し

本市では、令和元年東日本台風(台風第19号)による災害から得られた教訓をもとに、令和3年3月に「佐久市災害廃棄物処理計画」を策定しました。国の方針の変更、県の災害廃棄物処理計画の改定、各地の災害の教訓や訓練等で明らかになった課題を受けて、継続的に計画の見直しを行います。

(7) 災害時の処理体制の構築

大規模災害に備え、周辺自治体との連携を強化し、業界団体などとの応援協定を締結します。

表 4-5-2 主体別取組内容一覧（１）

主体	施策	取組内容
市民	食品ロスの削減	●「買すぎない」「使いきる」「食べきる」の実践 ●余剰食品のフードバンクへの提供 ●フードシェアリングサービスの利用
	生ごみ減量化の推進	●水切りの実践 ●生ごみ処理機や生ごみ処理容器の利用
	プラスチックごみ削減の推進	●マイバッグ、マイボトルの利用
	過剰包装の削減	●過剰包装を断る
	リユースを実践できる環境整備	●リユース品の利用
	雑がみの分別の推進	●雑がみの分別
	区・学校などによる資源回収の推進	●資源回収への参加
	佐久市 LINE 公式アカウントの活用による情報提供	●「佐久市 LINE 公式アカウント」の登録・利用
	環境教育の充実	●出前講座の受講
	ポイ捨て、不法投棄の防止	●環境美化巡視員によるパトロール
	地域の清掃活動への参加	●一斉清掃など地域の環境美化活動への参加
事業者	食品ロスの削減	●小盛メニューやドギーバッグの提供 ●「３０１０運動」の励行 ●余剰食品のフードバンクへの提供 ●フードシェアリングサービスへの登録
	生ごみ減量化の推進	●水切りの実践
	プラスチックごみ削減の推進	●飲食店などでの使い捨てプラスチック製品利用（フォークやストローなど）の削減 ●長野県が推進している「信州プラスチックスマート運動」への登録
	過剰包装の削減	●簡易包装の実施
	事業系古紙の回収促進	●リサイクル可能な紙類の資源化
	事業系生ごみの堆肥化の推進	●生ごみの分別
	廃棄物減量化計画の作成	●「廃棄物処理申請書」の提出 ●「廃棄物減量化計画」の作成
	地域の清掃活動への参加	●一斉清掃など地域の環境美化活動への参加
市	食品ロスの削減	●買い物前の在庫確認や適量購入の呼び掛け ●長野県が推進している「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」への協力 ●エコクッキングのレシピ紹介 ●余剰食品の提供窓口となるフードバンクの紹介 ●フードドライブの普及・啓発 ●食品ロス削減に取り組む飲食店などへの支援 ●食品ロス削減に取り組む飲食店など市民への周知 ●食品ロス削減に取り組む飲食店などの優良事例の周知 ●フードシェアリングサービスに関する情報発信 ●学校や保育園での食べきりの推進
	生ごみ減量化の推進	●水切りの呼び掛け ●生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入補助

表 4-5-3 主体別取組内容一覧（2）

主体	施策	取組内容
市	プラスチックごみ削減の推進	●海洋プラスチック問題の啓発 ●マイバッグ、マイボトルの利用促進 ●使い捨てプラスチックの利用見直しの啓発 ●長野県が推進している「信州プラスチックスマート運動」との連携
	生活系ごみの処理手数料徴収の検討	●生活系ごみのごみ処理手数料徴収の金額や実施時期の検討
	過剰包装の削減	●小売店舗等への簡易包装の協力要請
	リユースを実践できる環境整備	●市内のリサイクルショップなどに関する情報提供 ●フリマアプリの利用方法の紹介
	雑がみの分別の推進	●雑がみの分別方法の啓発
	今後の生ごみ堆肥化の検討	●生ごみの堆肥化に関する課題の分析 ●今後の堆肥化のあり方や施設の検討
	製品プラスチックの資源化	●製品プラスチックの処理ルートや回収方法、分別変更の時期の検討
	区・学校などによる資源回収の推進	●資源回収の促進
	市収集以外の資源物排出量の把握	●市収集以外の資源物排出量の把握
	事業系古紙の回収促進	●古紙の受入を行っている事業者の紹介 ●事業者訪問による紙類資源化の依頼
	事業系生ごみの堆肥化の推進	●「佐久市堆肥製産センター」における事業系生ごみの堆肥化 ●生ごみ排出量が多い事業者への生ごみ分別の協力要請
	給食施設や病院など公共施設から出る生ごみ堆肥化の継続	●公共施設から出る生ごみの堆肥化
	事業系ごみ袋（処理手数料）の価格の検討	●処理手数料の見直しの検討
	廃棄物減量化計画の作成	●「廃棄物処理申請書」の提出依頼 ●「廃棄物減量化計画」の作成依頼
	事業系ごみの実態把握のための実地検査の強化	●ごみ処理施設におけるごみ袋の開封調査 ●事業所訪問による実地検査
	ごみに関するわかりやすい情報発信	●視覚的にわかりやすい情報媒体の作成とそれを活用した情報発信
	佐久市 LINE 公式アカウントの活用による情報提供	●「佐久市 LINE 公式アカウント」の周知及び情報提供
	普及啓発の充実	●資源循環や環境問題への関心を高めるための方策の検討 ●リサイクルの流れや製品への利用例の紹介 ●出前講座の実施
	環境教育の充実	●市内の小学４年生を「わが家のエコ課長」に委嘱 ●廃棄物処理施設見学の実施 ●出前講座の実施
	ポイ捨て、不法投棄の防止	●職員によるパトロールなど監視体制の強化 ●自治会や佐久市衛生委員会と連携した不法投棄防止の啓発 ●関係機関や警察と連携した不法投棄への対応
	地域の清掃活動への参加	●一斉清掃など地域の環境美化活動の推進

第5章 食品ロス削減推進計画

第1節 基本的事項

1 計画策定の趣旨

まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を食品ロスと言います。農林水産省の推計によると、令和3年度における日本の食品ロス発生量は約523万tです。国民1人1日あたりに換算すると約114g（お茶碗1杯分のごはんは約150g）に相当し、毎日これだけの食べ物が捨てられている計算になります。また、この食品ロスを処理することで、温室効果ガスが発生しています。大切な資源の有効利用と環境負荷を減らす観点から、食品ロスを削減する必要があります。

国は、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携して食品ロスの削減を進めることを求めています。

また、令和3年4月に長野県が策定した「長野県食品ロス削減推進計画」（長野県廃棄物処理計画（第5期）に含まれています。）では、当該計画の中に食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減推進計画を位置付けています。「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を推進し、家庭や事業所などから出る食品ロスの削減に努めるとともに、フードバンク活動やフードドライブを通じて未利用食品の提供を呼び掛けています。さらに、家庭から排出される食品ロス調査も促進しています。

本市は、食品ロス削減の啓発活動などを進めてきましたが、今後は更なる取組の充実を図り、総合的かつ計画的に施策を推進するため、食品ロス削減推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

「食品ロス削減推進計画」は、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、国や県の基本方針を踏まえて、市が策定する「市町村区域内における食品ロス削減推進計画」として位置づけます。

第2節 食品ロスの現状と課題

1 食品ロス調査の実施

(1) 食品ロス調査の目的

家庭からごみステーションに出される可燃ごみに含まれる食品ロスの排出状況を把握し、より効果的で実効性のある取組を検討することを目的として、食品ロス調査を実施しました。

(2) 食品ロス調査の概要

調査は季節による違いを把握するため、夏季と冬季に実施しました。また、地域や戸建てと集合住宅との違いを把握するため、異なる3地域（うち1地域は戸建てと集合住宅の2検体）で、調査を行いました。

調査方法として、可燃ごみの袋をパッカー車またはごみステーションから採取し、本市のごみの分別区分を基準に分類しました。食品廃棄物（生ごみ）についてはさらに調理くず、直接廃棄、食べ残しに分類し、手選別で20項目に分類し、品目ごとの重量を測定することでごみの組成を把握しました。

表 5-2-1 試料採取地域

調査地域名	採取地域	備考
①市街地（戸建て）	中込地区	市街地の代表として選定。住宅や商業施設が集まり、田畑が少ない地域。
②市街地（集合住宅）	中込地区	集合住宅の代表として選定。
③郊外（戸建て）	浅科地区	市の郊外にある地域の代表として選定。住宅、商業施設が少なく、田畑が多い地域。
④臼田地区（戸建て）	臼田地区	生ごみの堆肥化を実施しているため選定。
（夏季）令和5年9月28日（木）～9月29日（金）		
（冬季）令和5年12月21日（木）～12月22日（金）		

2 調査の結果

「臼田地区」では生ごみを分別しているため、他の地区と比較して可燃ごみに含まれる食品廃棄物の割合が少なくなっていました。市街地の「戸建て」と「集合住宅」を比較すると、「集合住宅」の方が食品廃棄物の割合が高く、「市街地」と「郊外」を比較すると、「市街地」の方が食品廃棄物の割合が高くなっていました。

また、季節による違いが調理くずに見られ、「臼田地区」を除くと、夏季より冬季の方が割合が高くなっています。ただし、食品ロスについては、季節による違いは見られませんでした。

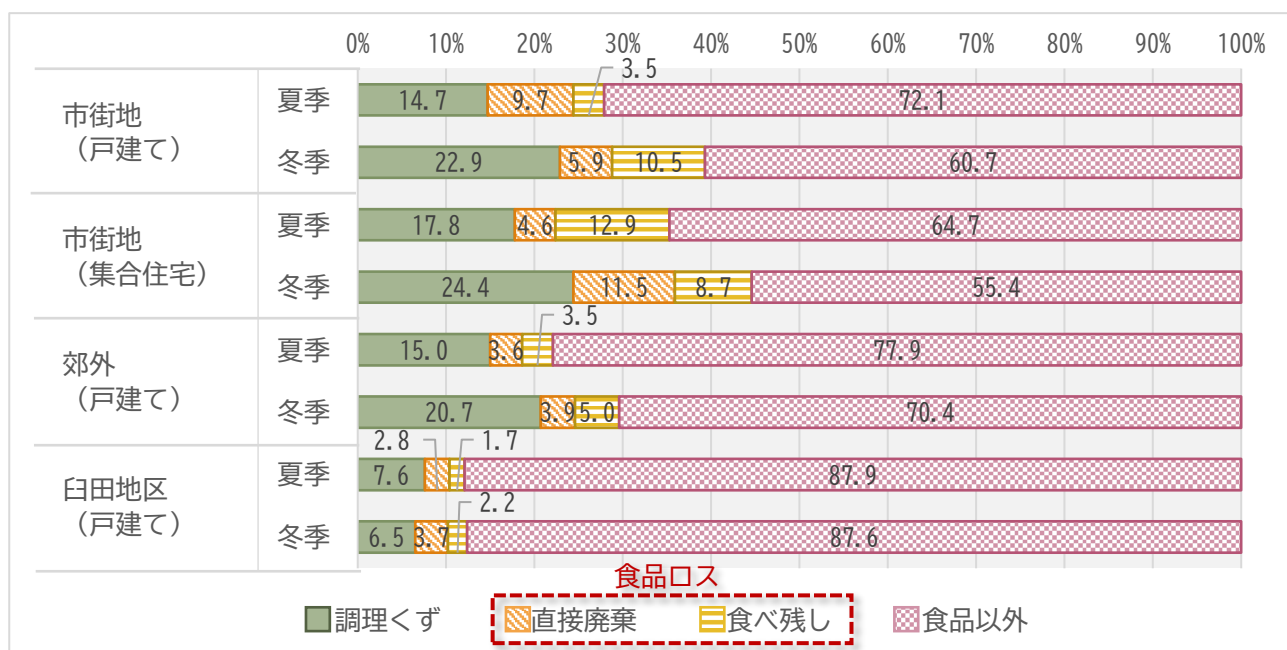


図 5-2-1 食品ロスの調査結果

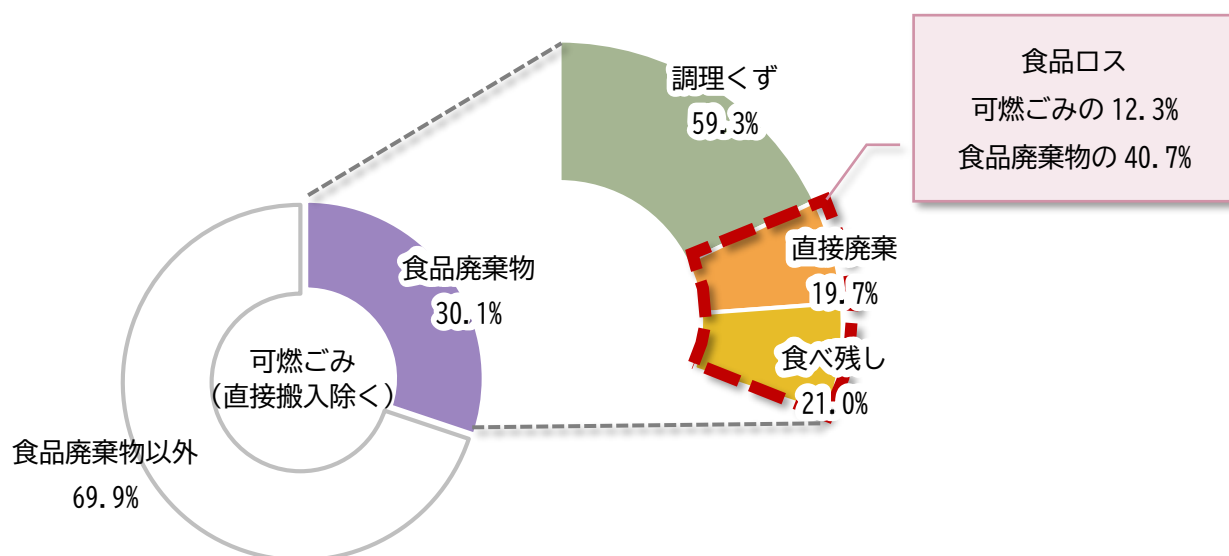


図 5-2-2 食品廃棄物の写真

3 食品ロスの推計

(1) 可燃ごみに占める食品ロスの割合

ごみステーションに出された可燃ごみのうち、食品廃棄物が 30.1%を占めていました。食品廃棄物のうち、直接廃棄が 19.7%、食べ残しが 21.0%を占め、食品ロスは 40.7%を占めていました。また、可燃ごみ全体に占める食品ロスの割合は、12.3%でした。



出典：「令和 5 年度 佐久市食品ロス調査報告書」

図 5-2-3 可燃ごみに占める食品ロスの割合 (令和 4 年度)

(2) 食品ロス排出量の推計

令和 4 年度の可燃ごみ排出量を基に、本調査結果を踏まえると、本市では、令和 4 年度に 1,668t、1 人 1 日あたり 46.5g の食品ロスが発生していた計算になります。

表 5-2-2 食品ロス排出量 (令和 4 年度)

	単位	可燃ごみ (直搬除く)	食品廃棄物	食品ロス		
					直接廃棄	食べ残し
市全体	t/年	13,612	4,103	1,668	808	860
1 人 1 日あたり	g/人・日	379.1	114.3	46.5	22.5	23.9

出典：「令和 5 年度 佐久市食品ロス調査報告書」

(3) 全国推計との比較

本市の可燃ごみに占める食品廃棄物の割合は、全国推計とほぼ同じ 30.1%ですが、このうち、食品ロスの占める割合は 40.7%で、全国推計より、7.5 ポイント高い結果となっています。

ただし、「令和 4 年度 市区町村食品ロス実態調査支援報告書」によると、調査対象となった自治体※の食品ロスの 1 人 1 日あたりの排出量の平均値は 61g、中央値が 58g で、本市の排出量 (46.5g) はこれより低い値です。

※環境省の食品ロス発生量調査実施支援事業を活用して家庭系食品ロス調査を実施した 77 市区町及び福井県 7 地域 (17 市町)。

表 5-2-3 佐久市と全国推計との比較

	単位	可燃ごみ（直接搬入除く）に占める食品廃棄物の割合	食品廃棄物に占める食品ロスの割合				食品ロスの 1人1日 あたり排出量
				直接廃棄	過剰除去	食べ残し	
佐久市推計 ^{出典1} (令和4年度)	%	30.1	40.7	19.7	—	21.0	46.5g
全国推計 ^{出典2} (令和3年度)	%	30.0	33.2	15.0	4.6	13.7	61.0g
差	ポイント	0.1	7.5	4.7	—	7.3	14.5g

注) 本調査では、「過剰除去」を「調理くず」として集計しているため、「過剰除去」が食品ロスに含まれていません。

出典1:「令和5年度 佐久市食品ロス調査報告書」

出典2:「令和4年度 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」(令和5年3月 環境省)

4 アンケート調査の実施

ごみに関するアンケート調査結果のうち、食品ロスに関係するものを一部紹介します。

【市民アンケート】

①この1か月間に、消費期限・賞味期限切れや腐らしてしまったなどの理由で、食品を捨てたことはありましたか。(〇は、1つのみ)

表 5-2-4 家庭での食品ロスの発生状況について

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
よくあった(①)	2.6%	0.0%	5.2%	3.8%	1.0%	0.6%	2.4%	1.0%	0.0%
時々あった(②)	33.3%	40.0%	40.3%	40.4%	35.3%	35.8%	26.2%	23.3%	25.0%
あまりなかった	25.6%	42.5%	37.7%	35.6%	38.2%	38.3%	44.8%	33.0%	50.0%
まったくなかった	38.5%	17.5%	15.6%	19.2%	25.5%	24.7%	23.3%	35.9%	0.0%
不明	0.0%	0.0%	1.3%	1.0%	0.0%	0.6%	3.3%	6.8%	25.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
①+②	35.9%	40.0%	45.5%	44.2%	36.3%	36.4%	28.6%	24.3%	25.0%

- ・「よくあった」と「時々あった」の合計が約1/3を占めています。
- ・食品ロスの発生は、「20代」～「40代」の割合が高くなっています。

②あなたのご家庭では、以下の品目をどのように出していますか。出し方が複数該当する場合には、主な出し方をお答えください。(〇は、品目ごとに1つのみ)

表 5-2-5 家庭における生ごみの処理方法について

	浅間地区	野沢地区	中込地区	東地区	臼田地区	浅科地区	望月地区	不明	臼田地区以外
ごみステーション 可燃ごみ(①)	79.1%	84.1%	82.2%	72.0%	15.0%	66.1%	64.8%	20.0%	77.3%
ごみステーション 生ごみ(②)	0.4%	1.3%	0.8%	0.0%	46.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
家庭などで自ら 処理(③)	14.8%	10.6%	13.6%	22.0%	33.9%	28.6%	31.0%	40.0%	17.1%
①～③以外	5.7%	4.0%	3.4%	6.0%	4.7%	5.4%	4.2%	40.0%	5.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注1) 小数第2位を四捨五入して割合を示しているため、各項目の割合の合計が100.0%にならない場合があります。

注2) アンケートの設問では複数の品目について、処理方法を聞いていますが、このうち生ごみのみ処理方法の回答のみ掲載しています。

【事業所アンケート】

③食品の販売または提供を行っている「宿泊業」または「飲食サービス業」の方におたずねします。貴事業所で、現在は生ごみの減量化・資源化のために取組を実施していないが、今後生ごみの減量化・資源化のために実施したいと考えている取組はありますか。（○は、いくつでも可）

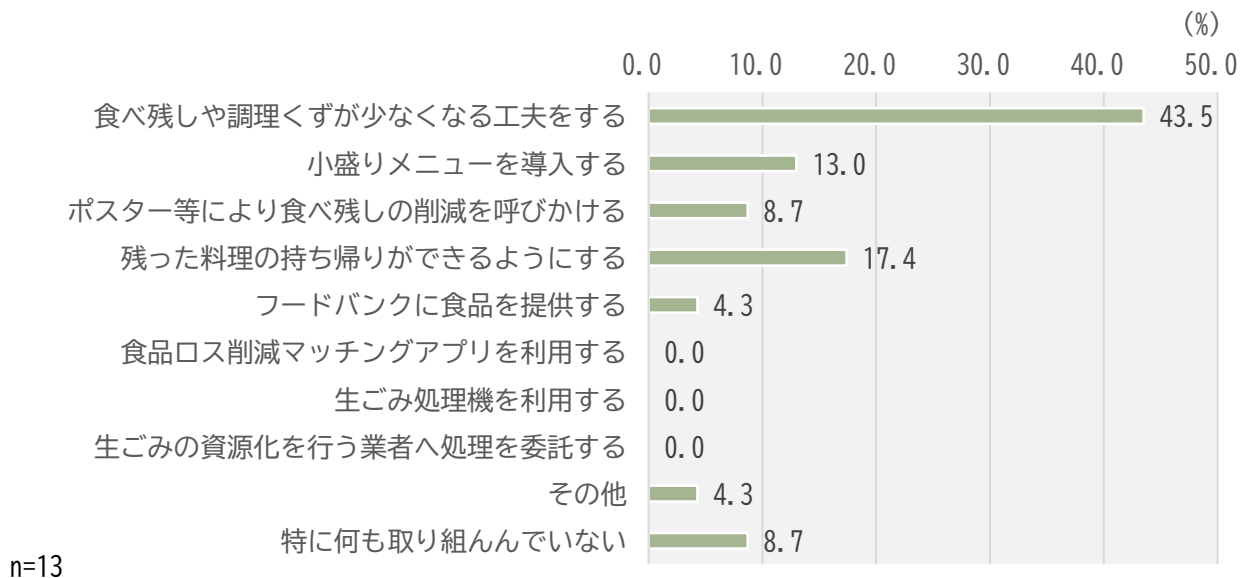


図 5-2-4 宿泊業または飲食サービス業の事業者が実施している取組

・「食べ残しや調理くずが少なくなる工夫をする」が 43.5%と最も高く、次いで「残った料理の持ち帰りができるようにする」が 17.4%、「小盛りメニューを導入する」が 13.0%と続いています。

5 食品ロス削減に向けた取組状況

(1) 食品ロス削減の啓発

市ホームページ、FM ラジオやケーブルテレビで、長野県が推進している「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を紹介し、飲食店、宿泊施設、食品販売関連事業者が排出する食品ロス削減を推進しています。

また、スーパー等に食品ロス削減の取組を依頼し、飲食店等には食品ロス削減のチラシやポスターの掲示をお願いしています。

(2) フードドライブの利用促進

「佐久市社会福祉協議会」が取り組んでいるフードドライブ活動について、市ホームページで情報提供を行っています。

(3) フードシェアリングサービスの利用促進

飲食店やスーパーでは、まだ安全に美味しく食べられるのに、売り切るのが難しいために捨てられてしまう料理や商品が存在します。これらの料理や商品を必要とするユーザーとマッチングさせるサービスがフードシェアリングサービスです。本市では、フードシェアリングサービスを SNS や広報紙を通じて広め、食品ロスの削減に努めています。

第3節 計画の目標

1 食品ロス削減の考え方

食品ロスを削減するには、食品ロスが生産から消費に至るまでのあらゆる段階から様々な形で発生していることを認識し、ごみ削減の基本原則である3Rと同じように考えることが重要です。

市民、事業者、行政の各主体は、まず最優先で「食品ロスを発生させない」（リデュース）を心掛けることが肝要です。日常のちょっとした心掛けで、食品ロスを大幅に減らすことができます。

また、様々な理由で不要になった食品についてもすぐ捨てるのではなく、できる限り食品として有効活用（リユース）することが大切です。それでも発生してしまう食品ロスについては、堆肥化等（リサイクル）に努める必要があります。

2 計画の目標

本計画で定める施策に取り組むことにより、食品ロス排出量を現状推移に対して6%削減し、以下の数値目標の達成を目指します。

この6%の削減を実現するためには、1人1日あたり約3g、1か月あたりでは約90gの食品ロスを削減する必要があります。具体的には、1か月に、お茶碗2/3杯分のご飯（約100g）の食べ残しや消費期限切れの卵2個（1個あたり50g～60g）の廃棄を減らすことでこの削減量を達成することが可能です。

表 5-3-1 食品ロス削減の数値目標

項目	令和5年度 (基準年度)	令和11年度 (中間目標年度)	令和16年度 (中間目標年度)	令和21年度 (中間目標年度)	令和26年度 (最終目標年度)
①食品ロス排出量	1,591t/年	1,549t/年 【▲3.0%】	1,531t/年 【▲4.0%】	1,507t/年 【▲5.0%】	1,468t/年 【▲6.0%】

注1) 1人1日当たりの食品ロス発生量については、生活系可燃ごみ（収集ごみ）排出量に、令和5年度の食品ロス調査の結果で求められた、収集ごみに占める食品廃棄物の割合（30.1%）と食品廃棄物に占める食品ロスの割合（40.7%）を掛け合わせて算出しています。数値目標については、これに削減率（6%）を掛け合わせて算出しています。

注2) 【 】内は、現状推移に対する増加または減少割合を示しています。

第4節 具体的な施策

1 食品ロスの削減

(1) 食品ロス削減の啓発

食品ロス削減のため、「買いすぎない」「使いきる」「食べきる」を呼び掛け、食品ロスが発生しないような行動を啓発していきます。

【主な取組】

- 買い物前の在庫確認や適量購入の呼び掛け
- 長野県が推進している「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」への協力
- エコクッキングのレシピ紹介

(2) フードドライブの利用促進

家庭にある余剰食品を回収し、フードバンクなどを通じて支援を必要とする団体等に寄付を行うフードドライブを推進します。「佐久市社会福祉協議会」や支援団体と連携して、余剰食品のフードバンクへの提供を呼びかけるほか、市民や事業者のフードドライブの活動内容に対する理解を深めるため、その内容について広く周知していきます。

(3) 事業者の食品ロス削減の推進

飲食店に対して、小盛メニューの提供、ドギーバッグ※¹の提供、「3010運動※²」の推進などを呼びかけ、食品ロス削減に協力を依頼します。

また、スーパー等に食品ロス削減の取組を依頼し、飲食店等には食品ロス削減のチラシやポスターの掲示をお願いしています。

さらに、食品の提供や販売を行う飲食店やスーパーなどの事業者に対し、フードシェアリングサービスの登録を促すほか、SNS や広報誌を通じて市民にフードシェアリングサービスの情報を提供し、利用を促進します。

※¹ 飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰りするための容器のことです。

※² 宴会時の食べ残しを減らすための運動のことで、乾杯後30分間は料理を楽しむことを、お開きの10分前になったら自分の席に戻り、再度料理を楽しむことを呼び掛ける運動のことです。

【主な取組】

- 食品ロス削減に取り組む飲食店や販売店への支援
- 食品ロス削減を推進する飲食店や販売店の市民への周知、利用促進
- 食品ロス削減に積極的に取り組む飲食店や販売店の優良事例の周知
- フードシェアリングサービスの周知と利用促進

(4) 学校等での食べきりの実践

学校や保育園の給食において、食べきりを推進し、それをきっかけに家庭での食品ロス削減に対する意識向上を図ります。